

## 第15回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会

日時：18年4月22日（土） 13時00分

場所：WEST19 研修室A・B・C

委員長 今日では第15回の全体会になります。条例の姿形もぼんやりと見えてまいりました。5月中にはなんとか仕上げなければいけませんけれども、胸突き八丁、あとわずかでございますので頑張りましょう。それで最初に議事の前に、事務局の方からいろいろ人事異動があったりしまして変わりましたので、その辺のことも含めてご報告をお願い致します。

事務局(課長) それでは今年4月1日から、私ども子ども未来局の子ども育成部長と、子どもの権利推進担当係長が人事異動で新しく着任したので、簡単にご挨拶をさせていただきます。

事務局(部長) 皆さま、ご苦労様でございます。4月1日付けの人事異動で北区役所からまいりました加藤保幸と申します。北区役所では保健福祉部という所で生活保護の問題や国民健康保険、身体障害者・知的障害者などに対するサービス部門介護担当などをやっておりました。まだ来て1カ月も経っていないのですけれども、昨年4月にこの委員会が発足して1年近く経つわけですが、本当にこの間短期間という限られた時間の中に濃密なご審議をいただきましてありがとうございます。今、委員長からお話がありましたように、6月初旬あたりには答申をいただけるというようなスケジュールでございますけれども、よろしくお願い致したいと思っております。

事務局(係長) 4月に中央区役所の総務企画課広聴係よりまいりました伊藤と申します。最終答申に向けましていよいよ大詰め時期に差しかかっておりますけれども、事務局と致しまして検討委員の皆さまのお力になれればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

委員長 続いて中間答申書に対する市民の皆さんのご意見がいろいろ寄せられております。資料にも入っておりますけれども、ご説明下さい。

事務局(課長) お手元にお配りしております資料の中で、A3判の10ページまである資料でございますね。これが3月26日以来、市民から寄せられた中間答申に対するご意見をまとめたものでございまして、総数690件。大人からの意見が187件、それから子どもさんからの意見が503件という形になってございます。それでこの内容の概要版をA4判の3枚ものの綴り、皆さまのお手元にお配りしておりますが、ちょっとご覧いただけますでしょうか。子どもの権利条例制定検討委員会中間答申書・市民意見(概要版)という資料でございますが、まず子どもの意見は全部で503件いただいております。1ページから4ページまで子どもの意見ですが、この中で特に多いのは2ページ目、やはり今子どもに関する事

件が非常に多い時節柄、『安全・安心なまち』、主に防犯に関するご意見、これが140件と非常に多いご意見をいただいております。それから4ページ目の『「いじめ、差別等」に関する意見・感想』という部分でございますが、この所に132件という形です。その内訳と言いますと『「いじめ」について』が65件、それからこここのところ「障がいのある子どもたち」に対する取り組みというのが、学校などでも近年非常に盛んになっておりますので、この部分が44件というご意見をいただいております。それから3ページ目に、子どもたちの居場所に関する、主に公園の部分が多いのですが、これに関するご意見が80件、それから「毎日の生活」や「学校」の中に関するご意見が71件というような所が多いご意見でございます。それから5ページ目、6ページ目、これは大人の方からの意見の所でございます。まず条例制定の意義ですとか、条例制定に対する全般に関する意見・感想の部分が105件とやはり多いのですが、条例に対する賛成意見、賛成を前提としたご意見というのが78件ということでございます。そこを読みますと障がいのある子どもさんですとか、国籍・民族などの違う子どもさんたちの権利に関する部分ですとか、あるいは大人になってから責任ある人間になってほしい、そういう条例であってほしいなどのご意見がございます。それから下の方、消極的なご意見は14件でございましたが、やはり多いのは子どものわがママを助長するとか、義務を果たしてからというご意見が多いです。それから2番目に権利救済に関するご意見が15件ということでございまして、賛成意見としてはオンブズマン制度に賛成する、あるいは学校と一体となって実効性のあるものにしてほしい等々のご意見がございます。それから後ろの方でございますが、消極的なご意見ではオンブズマン、第三者が入ってこられるので、その所に対する不安を述べているようなご意見もございました。あとその他の部分が32件でございまして、参加・意見表明ですとか、それから普及・啓発等に関するご意見という形になってございます。中間答申に対する市民意見は以上でございます。

委員長 概要版の方で上手にまとめていただいておりますので大変助かりますね。積極意見だけでなく、消極意見というあたりの所もちゃんと見据えて、我々最終答申を考えていかなければいけませんね。

この間屯珍館でやった市民意見交換会のことについて、W委員、ご報告いただけますか。

W委員 先日の市民意見交換会の簡単なお報告をさせていただきます。検討委員会からはA副委員長、H委員、L委員、C委員、P委員、I委員、T委員、それと私の8名が参加して、あと未来局から6名程度参加しました。定員40名の市民の皆さんと検討委員8名、事務局の参加で意見交換会を行いました。最初にA副委員長と事務局(部長)から簡単な挨拶をして、続いて中間答申書の報告、

現在検討中の素案の骨格についての報告をしました。その後5グループに分かれまして、その中でグループディスカッションをしました。その内容は最初にまず感想を皆さんからお聞きして、その感想の中で話題になった点があればそれをテーマに。またそういう点がなければ委員会の方で用意したテーマについてディスカッションをしました。それぞれのグループで話し合ったことにつきましては、事務局さんの方で小さい字の2枚綴りですけどもまとめてくださっています。私が出すのが遅れて、白い紙でそのまま出ています。いろんなご意見が出ましたので、是非皆さんにも読んでいただきたいと思います。意見交換会の中では、現状の問題点が何らかのかたちで改善されるという期待感を込めた意見や、子どもたちからの率直な意見が出されました。最後に全体発表をしました。委員の関わりもあったと思いますが、多くのグループで、ディスカッションのまとめの発表を子どもたちがしてくれました。子どもたちの声で、子どもたちの言葉で、最後の発表が出来たのは、とてもよかったなと思っています。他の委員から付け足す点がありましたらお願いします。以上です。

委員長           ありがとうございます。他のご参加の委員の方で、「こんなのがよかったね」「ここはドキッとしたね」というあたりがあったらご報告いただきたいと思いますけれども。よろしいでしょうか。参加した人たちはペーパー、レポートを事務局の方に提出が義務付けられておりまして、それを事務局の方でホームページにまた整理して、まとめていただけることになっております。

事務局(課長) 全体としての意見のまとめが済んでおりませんので、こちらの方で整理次第ホームページの方にアップしたいと思っておりますので、よろしく願います。

委員長           それから3つ目は子どもの委員会の開催報告ということが予定されておりますけれども、K委員がちょっと遅れて3時ぐらいになるのかな。そう聞いておりますので、K委員が来て3人揃った段階でしていただくかなと思います。ちょうどその頃になったら、一旦休憩を入れますので、そういうことに致しましょう。いよいよ議事になるわけですけども、まず資料の確認をしてみましょう。まず最終答申案の構成案というのがありますね。次に、最終答申案に盛り込む項目案の骨格というのがきております。さらに最終答申案個別項目案・解説案というのがあります。あとはこれまでの議論の経過がいろいろまとめられておりますけれども、今日は前回までの議論で、最終答申案の各条文の盛り込むべきものを前回いろいろご意見を伺って、今日までの間に拡大ワーキングなどでいろいろ議論してきたもので、だいたいこんな骨格でどうかというところまで来ているわけですね。そしてその一つひとつの項目の解説案があります。ここで、解説案のご意見をいただきながら、さらに5月の段階に入ったら具体的に詳しくまとめていくわけですね。それでこれからのスケジュールと、今日

の位置付けについて先にご説明しておきますと、今日と30日に委員会を持ちまして、それだいたいこの条例に盛り込む項目を議論して確定させたい。それでその議論を踏まえて、今度はさらに5月に入ってから、ここに書いてありますね。今日が22日でございます。今日は1章、2章、7章、4章を議論して、それに基づいて27日にまたワーキングの議論をして、それで今度は30日にまたここで全体会をやる。それを踏まえて5月に入ってからまたワーキングを5月10、12日と重ねて、今の予定ですとだいたい5月20日の日にこの全体会を持って、ここらあたりで一回まとめたい。それがだいたいスケジュール通りに行かないのが常でございますので、27日までにずれ込んで、遅くとも27日にはあげたいというタイムスケジュールでかなり厳しい状況なので大変ですね、本当に。頑張りましょう。そういうようなことございまして、今日のところは1章、2章、7章、4章を中心に議論して行くことにしたいと思います。それで、まずだいたい最終答申の中身につきましては、こんな最終答申案の構成案ということ、こんなような目次にしていきたいと。中身はちょっといろいろと変わるとは思いますけども、最初に条例の必要性等とこれまでの条例素案策定にあたってのいろんなテーマを第一にまとめまして、それに基づいて骨子案というものを載せると。あとは資料を付けると。こういうような構成に今のところなるかなという感じがしております。それで今日皆さんで議論していただかなければいけないのは、1の条例素案の策定にあたってという所は、これまでのことを文章でまとめるわけですから、正副とか事務局の段階でいろいろまとめてみたいと思います。それを皆さんに検討していただきます。それはこちらの方でまたやりますので、ここで議論していただきたいのはやはりこの権利条例の骨子案でございますね。骨子案はどういうことになるかということ、まず最終答申に盛り込む項目案の骨格案という、これがこの間の19日の起草ワーキングでの最新の議論をまとめてみたものです。1ページ目は樹形図ということになっておりますけれども、前文、総則、それから権利普及、子どもの基本的な権利、生活の場における権利保障、施策の推進、子どもの権利専門委員会、救済制度ということで前文を除いて全部で7章という形になります。それでいろいろと白熱した議論をしてまいりました結果、起草ワーキングの段階でとりあえず現段階での到達点がこの項目案の個別内容と言っているこっちの方ですね。このうち第3章の子どもの基本的な権利については、まだ起草ワーキングの方でも深く議論しておりません。と言いますのは子ども委員会の方の議論を踏まえてということなものですから。それでも一応現段階でこんな形かなという程度のことですけれども、特に3章は来週やりますのでお願いしたいと思うのですけども、その他の3章以外の1章、2章、4章、5章、6章、7章については起草ワーキングの方でかなり議論してまいりましたので、まずこ

ちらの3章以外の所を出来るだけ今日のうちに議論してまいりたいと思うわけです。それで1章、2章、7章、4章と。何で1章、2章、4章、7章と順番に行かないのだというのがあるのかと思いますけど、R委員がわざわざ遠くから来ていただいておりますので、7章のオンブズの議論、救済の所をしっかりとやりたいなということで、1、2、7、4ということになっているわけです。4というのは、ここが一番大切なところですね。それでは皆さん、ご覧下さい。前文はまだ検討中でございますので、次回あたりまでには何とか格好が付くかなと思うのですが、この解説案を見ながらご意見を伺っていききたいと思うのですが、よろしくお願い致します。この解説案というのはこれまでの起草ワーキングでのいろいろな議論を参考にして、まとめてみたというたたき台の前のたたき台ぐらいの感じですので、もっとたくさん書き込まなければいけないものがあると思うのですが、そんなものとしてご理解下さい。では、第1章から見てまいりましょうか。第1章は総則でありました。目的。『この条例は、すべての子どもたちが、自らの意思で伸び伸びと成長・発達していけるよう子どもの権利を保障することを目的とします』と。こういう形でちょっとまとめてみたのですが、ここに書いてある解説案も含めてどうでしょうか。何か特にこの目的の所についてご意見、議論しなければならぬような所があるでしょうか。どの条例でも目的というのがあるのだよね。なんか札幌らしい目的の書き方にあとで気が付いたという方はいらっしゃいませんか。『自らの意思で伸び伸びと』というあたりに思いが込められているわけですが、では、ここの所はそんなに議論はないかなと思いますのでね。それから定義。前回定義もいろいろ議論致しましたですね。一応この2つの定義をしてみました。『子ども』というのと、条例の中に出てくる『育ち学ぶ施設』の定義でございます。この『市内に居住、または市内に通勤・通学する18歳未満の者』と。ここはそんなに問題は多分ないのだらうと思いますけれども、『その他これらと等しく権利を認めることが適当と認められる者』という、こういう形で何を言おうとしているかということ、18歳になってしまった例えば高校3年生、定時制の方なども同じ子どもの権利、同じ高校生ですからね、その対象にするのがいいのではないかとということで、『その他これらと等しく権利を認めることが適当と認められる者』という言葉でちょっと表現してみましたけれども、どうでしょうか。勉強していても、定時制ですから成人になってしまっている方もいるかもしれないけれど、そこは仕方がないかなという。何かご意見ありますか。なければ次に『育ち学ぶ施設』、これは『児童福祉法に定める施設、学校教育法に定める学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学、通所または入所する施設』と。ここでのポイントは『児童福祉法に定める施設』と、『学校教育法に定める学校』、『その他の施設』と

いう風にして、これを民間のフリースクールとか、ここに書いてある『民間施設方式児童育成会も含む』という、要するに児童福祉法と学校教育法に収まらない施設を広く及ぼすべきではないかということで、こういう表現をしてみました。どうですかね、子どもとこの施設の定義についての書き方というのは、こういうことで前回の議論をちゃんと反映していますかね。まあ、だいたいいい線かなという感じかな。次、ここが問題でしたね。責務をどう書くか、書かないかというところでいろいろと検討してみたのですが、起草ワーキングではこういう形で責務を書き込んでどうかという、『市、親など保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めなければなりません』という。ですから大人の責務という書き方ですね。これをしてみたのですが、これぐらいだったらいいかなという感じですが、S委員いかがですか。責務、責務というと何か暗くなってしまうという話もあったのですが、やはりこの条例自体が大人に対する子どもの権利の正しい理解をしていただきたいと。大人にそういう責務というのだったら、いいのではないかなという。これもいいかな。この辺はね。そうすると第1章は目的、定義、責務となっているのですが、解説の中はもうちょっと考えますよ。考えますけども、基本的に条例に盛り込むべき内容、このままに近い形で条文化するというのでだいたいいいですかね。ここまでは。総則でつまづくようなことがあってはいけませんからね。今日のところはそういうことで、1章はこういう方向でいいたろうと。

事務局(課長) 2ページのところの4行目で、18歳以上の生徒も子どもとして含むかどうかという議論があって、成人を含めるのは妥当ではないという意見もあると書いてあるのですが、ここの所をもう少しはっきり議論しておくわけにはまいりませんでしょうかね。

委員長 要するに成人を。

事務局(課長) 例えば定時制の生徒という場合はかなり年齢的に幅も出てくるのですよね。18、19という方もいらっしゃるでしょうし、場合によっては二十歳以上という方もいらっしゃるのですが、その場合にそれをどういう風に判断するのかというのをもうちょっと議論していただいた方がいいのかなと思ったりするのですが。

委員長 どうですか、皆さん。『その他これらと等しく権利を認めることが適当と認められる者』の中身ですけど。私は成人になるまでという切り方でいいのではないかなと思うのですが、どうですか。

T委員 私は逆に『その他これらと等しく権利を認める』という条文上限定されているので、年齢でいくよりは状況的にこの子どもの権利条例の内容を及ぼした方が適切な人という風に読めますよね。

事務局(課長) 例えば二十歳の生徒さんがいらっしゃると思いますよね。二十歳って一般的には日本の法律上はもう成人です。明らかに大人です。その人にもこの条例の範囲を及ぼすのかというのは、やはり常識的に考えてどうでしょうかね。21とか、あるいは今ですと本当に非常に年齢がもっとも上の方でも、昔高校に行けなかったので行ってみようという方もいらっしゃいます。そういう方が学校にいた場合に、その方にこの条例が適用するのかというと、やはりいくら何でも二十歳以上の方、明らかに日本の法律でそれ以上の方を子どもということはないですよ。その辺はやはり歯止めというのがあるのではないかなという気がしますけど。

L 委員 僕は今、課長がおっしゃったように、たまたま僕は定時制でちょっと教えているのですが、かなりの高年齢の人もいるのですが、結局ここに説明しているように『対象となる子どもについては、その都度ケースにより判断する』という部分で、明らかに25とか、30とかそういうような方が含まれるという風には、その都度対象の人を見た時に、そして内容を見た時に明らかにその辺の判断が出来るのではないかなと僕は思っているのです。例えば二十歳で切ってしまうと定時制の4年生ぐらいで、4月3日ぐらいで二十歳になってしまう人もいれば、来年の丸々3月ギリギリに二十歳になる人、3月というか年が明けて1月とか2月ぐらいに二十歳になる人もいますよね。ですから二十歳になったからということでスポンと切ってしまうよりは、もう少しだけケースバイケースで判断できるような余地を残しておいた方がいいのではないかなと僕は思っています。

委員長 ただですね、これに該当しないからと言って、25歳の方が権利保障がないのかということそれは一般の権利保障で、子どもの権利条例は子どもの権利としての保障ということであるとすれば、いわゆる育ち学ぶわけですからね。そのあたりはだいたい成人で切ってもいいのではないかなと思うのだけど、ケースバイケースだと言うのであれば、社会では子どもだとは到底言われない人もことによると、子どもの権利条例の対象になるなどというちょっと不思議な説明をしなくてはいけなくなってしまうのですけどもね。

A 副委員長 今、解説文の書き方を直したいという議論をしているのか、それともそもそも2の所の定義を18歳未満ということではなくて、20歳にするという意見なのか。

委員長 いや、中身のその他の所の、どこまでを含むかという。

A 副委員長 議論したことを正しく言えば、やはり18歳から20歳の所がちょっとグレーゾーンになっているということで、そこをどうするかということで例としては定時制の学生というものが考えられていますけども、確かこれはL委員の方で選挙権というものと絡めて議論していたと思うのです。それで委員長の言うよ

うに大人の基本的な人権は大人であれば当然認められますけれども、そこら辺の所の書き方がやはり問われている部分ではないかと。大人と子どもの境目の所を選挙権で大人と見なすかどうかという書き方が1つあると思う。それから今発言したので、『なお胎児について』という所で民法上権利能力を持たないということは、大人の側からすれば権利能力を持たないということになりますけれども、子どもの権利条例づくり、あるいは権利条約の考え方からすれば子どもの側から見れば、胎児だとか赤ちゃんだから権利能力を持たないと決めつけてはいないわけですよ。だから民法上という所は大人の権利に即して言えばこういうことだということを書きつつ書いておかないと、読み手が混乱してしまうのでやはりこの解説文は今議論していることも含めて、もう1回書き直した方がいいと思います。

委員長 私も胎児の所についてはもちろん対象にはならないわけですけども、なぜそうなのかということと、では胎児についてはどう考えるのかということについてはちょっと触れた方がいいでしょうね。もちろん胎児は子どもではない、人ではない、権利能力がない、それはその通りですけども、そういうお腹にいる状態のお母さんをやはりきちんと保護する、支援するというような形で結局は生まれて来るであろう子どもに対する支援という形になっていくのではないかなと思うのですよね。そんな書きの方がこの条例を胎児にまで及ぼすというよりはわかりやすいのではないかなと思うのですけど、どうですかね。今の時代ですと、ほとんど間違いなく生まれてくるのが胎児でございますから。しかしここで権利の主体かどうかと言った時にはないと言った上で、胎児に対する我々の認識、理解、考えというものを少し書いておいた方がいいかなという感じがしますけどもね。

S委員 『その他これらと等しく権利を認めることが適当と認められる者』の範囲に関してですが、私個人としては一応二十歳ぐらいというラインは出しておいた方がいいのかなとは思っております、それは委員長がおっしゃっていた部分とほぼ同意見でございます、そこをアバウトにしていることの強い意図性というか、意味は僕には伝わってこないのですけど、その辺はどうしてアバウトの方がいいのでしょうかということですが。

委員長 なぜなのかね。なにかご意見ありますか。成人という風にはっきり書くべきではないという。T委員はいかがですか。

T委員 積極的に書くべきではないというよりは、実質的に同じ状況にある、卒業していない状態で19の12カ月目と、二十歳に成り立ての状態で、そこに違いがあるというのは変ではないかという、そういう含みを残しておきたいということでした。趣旨として。

委員長 だからそれは18歳未満を原則としてしまったところからの、そういうような

話で、でも実質的にもうちょっと広げるべきであるという意見があって、その広がりをごとまで広げるのかといった時に、さらにまた実質的に考えるという風になると、要するに制限がなくなってしまうて大変よろしくはないのではないかと。成人になったら一人前ということで日本の社会の中では扱われておりますし、法制上もだいたいそうなっているわけですので、それまでの18、19、20歳までのこの2年間のあたりは実質的に考えましようというギリギリの外枠のものとしてははっきり解説の中で書かないと、一体何なんですかということになって回答に窮することになります。一応成人までの間で実質的に考える余地を残したものですという、そういう趣旨だったらどうですか、L委員。

- L委員           はい、いいです。
- 委員長           特に何かこの点について「いや、いや」という方がいらっしゃいましたら。
- I委員           成人というところていいのかもしれないですけども、例えば育ち学ぶ施設という所に入っていますよね、定時制高校というのが、その中で施設としてのいわゆるいろんな決まりだとか、いろんな事態でその生徒に対して権利侵害が起きる場合てありますよね。そういう場合はやはりそこにいる生徒であるということて、権利侵害が問題になっていくという事例、今具体的には出てきませんが、そういうことてあるのではないかなと思うのですね。21、22歳であつたり、50歳であつたり、という風になってくるとわからないのです。それはでも『その都度ケースにより判断することとしています』という所に入るのかなという風に思うのですけども。
- 委員長           あり得るとすれば、例えば救済機関でオンブズマン制度が出来た時に、その定時制で二十歳を過ぎた人たちがオンブズマン制度を利用できるのか、出来ないのかというあたりは具体的な問題になりますかね。それはオンブズマンの制度としてどこまでを申立権者にするかということて何とかなるのではないかなと思うのですけども、どうでしょうかね。
- S委員           おっしゃっている通りて、その部分、例えば二十歳を過ぎたら権利の保障がされなくなるわけではないので、どこにいても人権は守られるべきものであるので、子どもの権利としての線引きというのをどこでするかということて1つしておくことと、人権侵害が生じた時にどういう風に対応するかというのは別問題だと考えているのですね。その部分とオンブズマン制度がどの範囲までを機能させるかというのは別問題だと思うので、そこは分けていいのかなと思うのですけど。
- R委員           一般法と特別法で考えると、これは特別子どもに対するという意味で特別法ですよ。一般法、20歳以上はそれで守られると。子どもの権利条約の方にかえて見ると、そもそも権利条約というのは18歳までは選挙権がないということて、意見表明権で子どもの意見を聞こうということて、この条約を作ったわ

けですよね。条例もその精神を考えると、日本の場合、意見表明権で守られるのは、本当は二十歳までであるべきであると。しかし世界各国が18歳で選挙権を持っている関係で一応18歳までにしている。そのグレーゾーンが出てくると。この2年間をどうするかという問題をずっと考えているのですが、やはり本来の条約の趣旨で行けば20歳までとすべきでしょうが、日本の場合も子どもというと、どうも18歳までというイメージがあるということで18歳なのでしょうけど、思い切って20歳まで引き上げるということは出来ないのでしょうか。そもそも子どもの定義を。

委員長       そしたら20歳を超えても定時制に通っている人はどうなのかという、そういう話になってくるのだよね。

R委員       そのあとは選挙権というのが一応保障してくれるということになると思うのですよ。

委員長       選挙権の問題も重要だけでも、さっきI委員が言ったような救済の問題になった時にどうなんだと。それは救済の制度の在り方として育ち学ぶ施設に通っている限り使えるというような制度にすることだって出来るわけで、それ以上に二十歳にするというような何か積極的な意見ってあまりないのだよね。これは子どもの権利条約自体がもう18歳で、いいのではないか。それで実質的にその考える余地は二十歳までは少し認めるという程度で、年齢をピタッと二十歳まで上げるということはちょっと考えないということで、どうでしょうか。いいですか。これはO委員が年齢の所、前回発言してくれたのを記憶しているのだけでも、だいたい子どもの定義の仕方として今のような趣旨でどうだろうね。

O委員       前回の会議で私が提言したのですが、今議論なされたので私は全然悪くはないと思うのですが。

委員長       子どもの定義としてはいいかな、これ。

O委員       18歳未満だと。

委員長       今のような議論をまとめるということで。

O委員       私はいいと思います。

S委員       この対象範囲ですけど、例えば児童相談所が措置して市街の施設に入所しているということは、帯広とか釧路とかに児童相談所が措置した子どもについても対象になるということで、大丈夫。

委員長       この間、そういう話を議論したのだよね。ただ札幌市が関わった子どもたちはすべて対象という風に。

事務局(課長) それでですね、仮にそのグレーゾーンを認めるとするならば、誰がそのグレーゾーンの判断をするのかという部分を少し話しておいていただきたいのですが。

委員長            グレーゾーンを誰が判断するか。

L委員            今のお話を踏まえるとグレーゾーンというのが存在していないように思う  
のです。二十歳というところで、今の議論でいうと切られましたので、もうグ  
レーは何もない。

委員長            だから18歳以上二十歳未満の中で実質的な判断は誰がするのかと。

事務局(課長)    それは、全員ではないですよ。18、19が全員というわけではないですよ。

委員長            全員ではないです。

事務局(課長)    そうするとそのグレーゾーンの中で、それがこの場合は適用があるとか、適  
用がないというのを判断するのはどなたかという。

委員長            それは育ち学ぶ施設、例えば定時制で学んでいる人たちとか類型がだいたい  
決まるのではないのでしょうか。

事務局(課長)    育ち学ぶ施設の設置管理者なのか、あるいはその本人なのか、あるいは市長  
なのか、その辺ですよ。

委員長            市長が判断するという事はないですよ。

L委員            先ほどI委員の所でも話がありましたけれども、例えば権利侵害が起きた時  
に、オンブズマン制度が出来たとしますが、そのオンブズマンの所で十分該当  
するのか否かというようなことは判断されることになると思うのです。それ  
から制度としては出来ていないですけども、子どもの権利の専門委員会があり  
ますよね。その専門委員会が報告書を出したり、あるいは調査をしたりという  
ことがあるかと思うのですけども、その中でも判断というのはあるのではない  
かなと思います。

事務局(課長)    そういふところの判断も含めるとすれば、その施設の設置管理者だけではな  
くて、やはり市長ということによろしいでしょうか。

委員長            それは場面、場面で違うのですよ。一般的に「あんたは子どもに該当します」  
というような判断をしてくれる機関はないのです。あるとすればさっき言った  
ようなオンブズマンの対象になるかならないかという所ですでもう決まっ  
ているはずであって。そういう18歳を超えても子どもの権利として保護しなけ  
ればならないというところを広げていくわけですからね。誰かが判断しなけれ  
ばならないというものではないのです。

事務局(部長)    ちょっと私も分からなくてお尋ねしたかったのですけども、無職の方もいま  
すし、育ち学ぶ施設におられる方もいるわけですけども、原理原則としては18  
歳未満であると。そして場合によっては二十歳まででもいいだろうという、そ  
ういうグレーゾーンの的なものも認めるべきではないかという議論ではなかつ  
たかと思うのですけども、そこで今、事務局(課長)が言いましたのは、18  
歳以上になって成人に達するまで居住している者には無職の人もいれば、働い  
ている人もいるだろうし、学んでいる人もいるだろうけれども、そういう人た

ちは本人が権利なり何か侵害されていると思えば、例えば仮称オンブズパーソンという機関が出来て、そこに救済を求めていくということが無条件というか、何の条件もなく認められるという趣旨であれば、そもそも18歳未満ということを決めること自体あまり意味がなくなってしまうのですよね。

委員長           そんなことはないですね。

事務局(部長)   ほとんど意味がなくなっていってしまう。

委員長           いや、そんなことはない。

事務局(部長)   ですから本人が思えばみんな救済が受けられる、権利侵害だと訴えられるのであれば。

委員長           ですからそういうような救済の申立権がぼんやりとした制度はないのですよ。やはり申立権は客観的に決めなければいけないわけですよ。

事務局(部長)   そうですね。普通18歳未満であれば18歳未満、二十歳未満であれば二十歳未満。そうでなくても推定されるというか、見なされるということで、きちきちっと制定されている世界がこういう条例の、将来の条例の世界だと思うのですが、そのグレーがあれば、例えば誰が権利を侵害されていると判断すれば認められるのか、それは誰がどこにかえって根拠は何かという話に必ずなるわけですよ。

委員長           だからその制度の設計の時に、その申立権というものを明確にしなければいけないわけですよ。ただここで言っているのは、子どもの権利をあまねく及ぼす範囲はどの範囲かということ、一応原則は18歳だけけれどももっと広げる対象を二十歳まで認めようではないかというわけですから、そういうぼんやりというのはいいわけですよ。広げる方ではね。

T委員           今の委員長の話にだいたい尽きているのですが、多分この条例としてはこういうグレーゾーンがあって、実際に権利侵害を受けた時にこういう手続を取ろうというオンブズパーソン制度を利用するという時には、オンブズパーソン制度としてどこまでを申立権者と限定するかというところで議論されるわけですよ。別の制度を使おうと思ったら、そこでどこまでを含めるかという議論になるわけですよ。だからこの条例として実質的に18歳以上でも権利保障を及ぼそうというのは、多分実質的にはこの第4章第2節の所の『相談できる時間と機会の保障』とか、例えばですけど4の所の『虐待・体罰の禁止』の所で『迅速かつ適切な救済及び回復に努めなければならない』という時に、あるいは不利益処分の際に子どもから事情や意見を聞くよう努めなければいけないという具体的な場面の中で、18歳以上でも権利保障を及ぼす必要が出てくるわけですよ。実際に。それは多分実質的には子どもと施設関係者の中でやり取りをしながら進めていくのだらうと思うのです。誰かが一方的に決めるのではなくて。

事務局(部長) ですから例えば高校3年の時には必ず18歳、昼間だろうが夜間だろうが高校3年生で18歳になりますから、1日違いで認める認めないという話はまさにグレーゾーンの話で、それを二十歳まで延ばすという考え方についてはもちろん十分根拠がある話だと思うのですが、先ほど私が言ったのは、例えば自分の権利が侵害されたという18歳、19歳の人が出たとして、それはケースバイケースで侵害について救済を求めることが出来ますよ、いろんな所に相談することが出来ますよという話ですよ。そうすると思った人はみんな出来るわけですから、18歳未満という文言自体が意味がなくなってくると。二十歳未満としてもまったく意味は同じじゃないかなと、私は一見思ったものですから。思ったらみんな救済、訴えが出来るとすれば18歳と書く必要は特にないと。二十歳と書けばいいと。

委員長 ですから何度も言うように、この条例で言っている子どもの定義と、オンブズマンの具体的な制度の中で申立権者をどの範囲にするかという子どもの定義とは違ってくるはずですよ。オンブズマン制度の中で実質的に保護されるのが相応しい人などというような書き方は絶対しないはずですよ。18歳未満で多分札幌市に住民票のある人とか、そういうような明確な定義に制度上はなるはずですから、問題はないと思いますよ。

事務局(課長) 11ページの所に今、T委員がおっしゃいましたけど、子どもに対する不利益処分をする時に意見を聞くという規定がございますよね。例えば19歳の子が出たとします。この場合に施設管理者がその子が子どもかどうか、子どもだと判断すれば意見を聞かなくてはいけないのだけでも、子どもではないと判断したら意見を聞かなくていいのですよね。この施設管理者は。

委員長 いや、そういう施設管理者が判断するのではなくて、そういうところで実質的に18歳を超えていても同じだったらやはり聞かなければいけないのですよ。

事務局(部長) 議論のための議論の話になって申し訳ないのですが、私が最終的に言いたかったのは、例えば私のような者がいた場合、条例をパッと見て誰がこの人が18歳だ、19歳だから認めるか、認めないかということを経験から読み取れるようにしておくことが必要なのか、どうなのかということをお話しさせていただいたんです。それは条例の運用の中で自然に分かるのではないかなというようなことなのか、それとも例えば施設管理者なり誰かが判断することだという風に決めておくことが必要なのか、必要でないのか。将来、条例の案文づくりになりましたら、おそらく内部的には誰が誰をどのように判断するのですかというようなことが、おそらく議論になると思うのです。内部的に。そこから辺を解説に書くにしても、書かないにしても、この条文を作る際の議論としてはこういうことかということを示してやらないと、条文化の中でちょっと議論が長引くかもしれませんのでお願いしているわけです。

R委員 先程、課長が言われたのでいいのですが、不利益処分をさっき読んでいて、不利益処分ということは多分学ぶ施設に通っていて、かつ18歳以上20歳以下というのが問題になるかなと思ったのです。この学校教育法を見ていたら、幼稚園、小学校、中学校で中等学校が抜けている問題があると思うのですが、高等学校で、そのあと高専ですよね。で、大学が抜けていますよね。ということは、高専以上は子どもと見なさないというようなことを、この起草ワーキングで議論したのかなと思って、そこを聞いておきたかったのです。そういうところはどうなっているのですか。

委員長 大学生は対象じゃないのですか、18歳未満で、さっき言ったような高校の定時制のことを意識してそうしているのですか。

R委員 境界線が重要ですよ。高校生、大学生の境い目が。

委員長 そこは18歳で切るのだよ。

R委員 そうすると、全日制の19歳の高校生は。

委員長 全日制で19歳の子にも広げるから、『その他それに認めるのが相当な人』という文言になっているのだよ。

R委員 18歳の大学生もいます。

委員長 18歳以上になっているでしょ、大学生は。

R委員 学び育つ施設に入る、それが学び育つ施設から外れてはいるのですが、大学も教育機関ですよ。

委員長 大学生になったら、自分でちゃんとやりなさいって。

事務局(課長) 委員長、すいません。ちょっとここはやはり少し時間がかかりそうなものですから。

委員長 これは、本来ならそんな議論になるはずでないのだよ。この権利を広く及ぼそうという話が、今のような議論には本当はならないのだよね。

T委員 先程の事務局(課長)の言葉を誤解していたら、申し訳ないのですが、ここでそのグレーゾーンに当てはまらないとなった子ども、子どもなのか大人なのか分からないですけど、その人に関しては手続保障が例えば及ばないという表現をされたのだけど、そうではなくて大人については不利益処分の場合の手続保障の規定があることが多いし、なかったとしても保障されているはずだという発想がまずあって、それをきちっと子どもにも及ぼすべきだという観点でこの不利益処分等に関する規定があるわけですよ。だからこの条例に当てはまらない人にこの不利益処分について書かれている中身が適用されないかといったら、条例そのものの適用はなくなつて実質的にこういう手続保障というのは及ぶわけではないですか。

事務局(課長) 実はこれの条例は法律なものですから、うちの内部で条例を制定する時に細かい所をきちっと、曖昧にしておけない所があるのですよね。それでちょっと

そこの所をはっきり、例えばそのグレーゾーンを認めるのであれば誰がそれを認めるのかとか、普通こういう条例の場合には市長がその他これらと等しく権利を認めることが適当と認められる者というような規定の仕方をするのも多いのですよね。うちの条例上は、それでそこの所をはっきりと、少し議論しておいていただければ、その時にうちの方で議論する時に、それを参考にさせていただきたいなと思ったのですけど。

委員長 課長が言っているのは川崎がそういう思想で、こういう書き方をしているわけですよね。そこでも誰がそれを認定するなどということは言っていないわけですよ。なぜかと言ったら権利を制約するのではなくて、権利をもうちょっと及ぼしていこうという時には、これでいいのですよ。

A副委員長 つまり本人の申立がなくとも、及ぼしている。

委員長 まあ、そういうこともあるでしょうね。だから実際に何か請求を起こすとか、申立をするといった時にはもちろんその制度の中では明確にしなければいけませんけども、子どもの権利の保障の精神をもっと広げていく、実質的に必要な二十歳までの子がいるではないかと。そういう子たちにも広げていこうという。だから大人の側がそういう目で子どもを見ていかなければいけないよという、メッセージがここに盛り込まれているわけですよね。

事務局(課長) 分かりました。一旦、ここはちょっと。

委員長 F委員がちょうどお見えになったのでお聞きしますが、二ページ目の3の所は責務を盛り込むか、盛り込まないかということであるいろいろ前回議論があったと思うのですけども、こういう形で大人の責務というのを盛り込んでみたのですけども、これぐらいだったらよろしいですか？どうでしょうか。

F委員 私1人で決めるものでもないですし、こういう形で市内の施設の関係者というところで、もちろん保護者に何も責任がないかということそうではないので、これはオーケーだと思いますけど。

委員長 あとは事務局の方で1章のところについて議論を深めておくようなテーマというのは、他にございますか。必要のあるものは、さっきの年齢定義のところぐらいでしょうか。

事務局(課長) 責務の所で『市』となっているのですが、これは『市』といった場合に執行機関か、議決機関かということもあるのですが、それを両方含めてという解釈でよろしいのでしょうかね。

委員長 そうでしょうね。

事務局(課長) 一般的には両方含んでという形で解釈することが多いのですけども、よろしいですかね。

委員長 ええ、別に特別な何か市の機関を対象にしているというわけではもちろんなくて、議会も執行機関も全部含めてということです。では1章はこれでとりあ

えず終わります。次、2章権利普及です。ここは『子どもの権利の日』を設けるということにしてみました。この間の議論では月間とかいろんなことがありましたけども、やはり誕生日は誕生日として決めて、それを中心にしているいろいろな行事をやっていただければいいのであって、子どもの権利の日というのは具体的にいつなのだとすると、本条例の施行日をということが、実際に効力が発する日が一番いいのかなと思うわけですけども、課長、実際施行日というのはだいたいいつ頃でしょうか。

事務局(課長) 4月1日とか10月1日とか。

委員長 そうなると大変やりづらい。4月1日が子どもの権利の日だとなんだか嘘つきとなってしまいそうだから、もうちょっと気の利いた、というのは他の所では国連で採択された11月20日とかですけど、どうでしょう、子どもの権利の日はこの日が札幌の場合は相応しいというような日があれば言っていただきたいと思うのですけども。K委員、どうぞ。何か具体的にこの日というようないい発想がありませんかね。

K委員 私はやはり施行日かなと思うのですけど。この札幌の子どもの権利条例の子どもの権利の日を作ろうと言っているのだから、別に違う日でもいいのではないかなと。それが4月1日なら変えるというのもありかなと思うのですけども。国連と一緒にいいかなとは思っていますけど。

委員長 そうですね、札幌市の条例なのに別に国連の条約の誕生日を使う必要もないかなという。これ、例えば何か立法技術上、そういううまい具合にしてもらいたいんだけど、出来ないものですか。施行日というのか、そういう札幌の条例が生まれた日というのが。

事務局(部長) 川崎市は条例本文の中に何月何日と書いてあるのですね。そうではなくて他の日がいいというのであれば、それを改めて条例で決めるのか、いわゆる議会で決めるのか、それとも市長に委ねるのか、選択肢はいろいろあるかと思えますよね。

委員長 そうすると「市は子どもの権利の日を設けます」という条例の仮に条文のままだとすると、いつにするかを決めるのは議会で決めることになるのですが。

事務局(課長) 川崎市の場合は条例ではっきり書いていますので。

委員長 でもその所をはっきり書かないで、「権利の日を設けます」というだけの条文だけだと、別に議会かどこかが決めることになってしまうのですか。

事務局(課長) 例えばこの答申を受けて札幌市の方で、この答申の趣旨を踏まえて入って出すということによれば、それはそれでかまわないですけどね。

委員長 だからやはり「何月何日を」とか、施行日をはっきりしなくてはいけないのですね。

事務局(課長) その場合に川崎は11月20日としているのですが、その趣旨はその日に子ども

の権利の日に相応しい事業をやろうとしているのです。この記念日を設けて。それで4月1日とすると春休み期間中なものですから、あまり趣旨に沿わなくなってしまう。単に日だけ定めておくということで、あまり意味がないので、その日を1年の中で特にみんなが子どもの権利だということを再認識する日というか、そういう日にしているわけです。それで4月1日だとあまり実効性がないのではないかとということです。

R委員 それに絡めてですけど、例えば条例づくりが始まったということで、この検討委員会の第1回目とか、ちょうど学校が始まってすぐですし、それにそういう事業を行うとちょうどいいスタートを切れるのではないですか、学校現場だったら。どうですかね。4月20何日でしたっけ。第1回目。

委員長 第1回目かい。しかし、意外と誕生日を決めるというのは、まだ生まれてもいないのに決めるようなものだけれども。ちょっとそこだけで時間を食うのもなんだから、そういう大変難しい問題があるので、いつにしたらいいのかというのをちょっとご意見、改めて皆さん寄せてくださいね。どういう形でやはり解説の中に書いて、そして条例の中にそれが明記される必要が多分あると思いますので。そして権利の日を設けて、次は2つ目として『市民活動と連携した広報』ということで『市は、子どもの権利について、市民活動と連携し、様々な方法を通じて普及に努めねばなりません』という、市民活動と連携した広報ということをちょっと意識しているのですけども、広報をしっかりとやらなければいけませんけれども、ただやるだけではなくて、『市民活動と連携し』というのは、L委員、こういう言葉遣いでいいのですか。

L委員 このこと自体は、僕はいいと思っているのですけど、ただ自分でも前回の会議の時にあまり考えていなかったのですが、今日配られた意見参加シートに寄せられたご意見の最初に、13回の検討委員会に来られた方が学校のことを書かれています。『第2章の2に学校と明記せずにあいまい』というような感じで『僕はハッキリと入れて欲しいです。教育の場が中心になることで、子どもたちにも保護者にも広く、早く伝わっていくと考えます。「学校」との協働が子どもの権利普及の要だと思えます』という参加シートに寄せられた意見というのが気になって先程からずっと読んでいたのですけど、この市民活動と連携した広報も僕はすごく大事だと思って言っていたのですけど、と同時に、学校という表現が使えるかどうかは別ですけども、育ち学ぶ施設と連携した広報というのも権利普及には最も大事な部分かなと。そういう風に改めて今考えていたところです。ですから2の『市民活動と連携した広報』ですが、ちょっと思いつきのように言って申し訳ないのですけども、例えば2の所を『育ち学ぶ施設・市民活動と連携した広報』というような表題にして、『市は、子どもの権利について』先程言いましたように『育ち学ぶ施設・市民活動と連携し、さま

ざまな方法を通じて普及に努めなければなりません』と。こういう風にした方がよいのかなと今考えているところです。

R委員　これは、確か僕がワーキングで上げた時には権利学習ということも内容に入れていたのですね。よくオンブズが事後的な救済であれば、権利学習というのは事前擁護みたいなもので、市民の方とか学校現場の方が権利に明るければこういうことは起きない、いわゆる権利侵害は起きないと。そういうわけで権利学習は大切だということで、川崎の場合はそれで7章で1つあるのですが、条文に入れるかどうか問題ではあるのですが、解説でも権利学習の点も少し盛り込んで欲しいなと思っています。

委員長　これは次に『学習等への支援』ということで、そのの所を意識しているわけですが、ただこのの所は広報ということに絞って、権利学習については次の所に分けてみたのですね。さてどうでしょう、皆さん。この連携する相手方を『市民活動と連携し』としていますけれども。

S委員　僕は全然他意はないのですが、市民活動と言った時にどんな活動なのかなと素朴に思うのですよね。そうすると札幌市は特定の団体とか、特定の活動と連携するのかなというようなイメージを与えてはイヤだなと思うので、実は、市民活動という表現はどうなのかとっていて、もっと広くL委員がおっしゃったように学校とか、教育なども含めて言えば『市民と共に』とかではダメなのかなと思うのですけどどうですか。

委員長　この解説に書いてありますように、きっと市の方がこのこと連携してやってみようかなというのは市の方が決めるのでしょうか。

事務局(課長)　『市民と共に』という方が一般的ですね。

F委員　せめて『市民の活動』ならまだいいのだけれど、『市民活動』というと、私もやはりちょっとイメージが。もちろん解説の所にはいろいろ入ってきてもいいけれども、条文の方では少なくとも『市民活動』という4字の熟語ではなくて、S委員が言って下さったように『市民と共に』と柔らかくするか、どうしても活動を入れたいとしても、せめて『市民の』くらいのところで落ち着けてもらいたいなと。

委員長　『市民活動と連携し』というのは、いろいろなことを考えてしまう人がいるでしょうね。『市民と共に』、『権利について、市民と共に』、『札幌市は権利について、市民と共にさまざまな方法を通じて普及に努めなければならない』というのだから、普及する相手方が市民ではなくて、普及する行為そのものを市民と一緒にやるという、そういうことになってきますね。それはそれでまたいいのかなと思うけれども、さっき言ったL委員の『育ち学ぶ施設と連携し』という趣旨が具体的に入った方がいいのか、悪いのか。

事務局(課長)　育ち学ぶ施設って例えば学校ですよね。小学校とか中学校とかになりますよ

ね。それって札幌市の施設ですよ。そういう書き方ですと、札幌市が札幌市の施設と連携するという形になってしまいますよね。それは文章としては少しおかしいのではないですかね。民間もちろん入っていますけどね。

R委員　　この読み方として『さまざまな方法』という中から、学校現場、だから育ち学ぶ施設も普通は入っているのだらうなと読み取るのでしょうか、それでもやはり学校現場での権利普及は大切だということを全面的に出すのなら、おかしいのかもしれないですけど入れることには意義があるのでしょうかね。

L委員　　僕は札幌市の義務教育の機関が札幌市の施設であったとしても、内容的には直接札幌市の市行政と、学校教育とで大きく直接的な関わりというような言い方をしたら、内容的にはちょっと違うわけですよ。市、一般の行政と教育行政ということで分けられるわけですから、育ち学ぶ施設だけを、札幌市の義務教育だけという風に。もちろんそれがメインだけれども、他の育ち学ぶ施設もたくさんあるわけですから、私立もありますし、そういう意味ではそこと連携しという風に入れることは、そんなにおかしなことではないと僕は思うのですけども。

W委員　　今話し合っていることが市民に普及するということと、子どもたちが学習するというのと、ちょっと混ざっているのを整理したいと思うのですけども、具体的に言うと、学校現場を通して普及するということは、子どもを通して市民に普及していくということなのですかね。その辺のイメージが私は少し違って、『市は、市民と共に、または市民の活動と連携して、広く市に』、この普及というのも多分浸透するという普及だと思うのです。より深く知って理解してもらおうという普及で、この文章のままで『市民の』が入るか、または『市民』でいいと思うのですよね。あと子どもが普及するわけではないので、学校の教師が親に対して発信するというのもあるのかもしれないですけど、それはごく限定してしまいます。学校現場については、3の学習ということで、この事務局の整理でよろしいのではないかなと思うのです。以上です。

委員長　　特に権利学習の所を別立てにして3にしてありますから、連携して普及どころではなくて、きちんと学校現場だったら学校現場で、そういう権利学習をしるということがより具体的に3で書かれることを考えますと、『市は、子どもの権利について、市民の活動と連携し』という『連携』という言葉を生かすのであれば、『市民の活動』あたりでどうでしょうかね。

L委員　　『の』が入ること自体はいいと思います。もちろんそれでオーケーですけど、やはりそこに育ち学ぶ施設というのを入れては変ですか。やはり育ち学ぶ施設を入れて、『育ち学ぶ施設・市民の活動と連携し、さまざまな方法を通じて普及に努めなければなりません』とした方がいいのではないかなと思うのですね。学習の所も当然育ち学ぶ施設と入っているわけですから、ここでも育ち学ぶ施

設を入れていいのではないかなと思ったのですが、どうですか。

委員長 普及活動の広報のことだから、育ち学ぶ施設が重要なのは分かりますよ。分かりますが、そこを特出しして、そこと連携してというと、そうでない所と連携しないというわけではないでしょうから、あまりそこで具体的に書かない方がいいのではないかな。『市民の活動と連携して』というあたりで抑えておいて、育ち学ぶ施設のあれは権利学習の方でより積極的に書いた方がいいのではないかな。もちろんいろんな方法を通じての中に入るのだけれども。

C委員 私もL委員の意見に賛成ですけれども、ここまでくる間にも学校現場を通して子どもの意見とか、大人の意見を聞く場合でも、教育委員会との連携ということは何回も言っていて、それでもなかなか出来なかったのが現実だったので、小中学生・幼稚園とかそういう所の子どもを通して、親の方に行くというのが一番ストレートに行く普及ではないかと思うので、ここは出来れば入って欲しいと私も思います。でも学習という面では、やはり学習となるとそこに出向いてきて学ぶというようなことも大きくなるので、みんながみんな学習に参加してくれるようになればいいですけども、それもやはりなかなか難しいことなので、普及という面では学校現場を通すのが一番ストレートではないかと思いません。

委員長 やるとしたらもちろん学校を通じてということが、普及の1つの大きな柱になると思うのです。だから、そことだけ連携してという書き方がいいのかという、普及の問題について。

F委員 私は2番には学び云々の施設は入れなくていいと思うのですね。この2章がまず大きく権利普及なのだから、まず権利普及のことであって、しかも3でわざわざ、学習という言葉が『学びへの支援』でもいいですが、学校を意識したことで3番目の柱を立てて、十分学校の大事さということは2章の中で位置付けていると思うので、その大事さをこの2の所にも入れるのだったら、全部に入れていくとかえてその大事さが薄まってしまうので。1は子どもの権利の日だし、2は市民との連携でという所でさまざまに入っている。だから広く普及の大事さを言って、3番で中でも学校のことの大事を学びということで、ここで『学び知ることが出来るよう』にと書いているので、十分その学校なりの施設を通しての普及ということの大事さは伝わるのではないかと思うのですが。

委員長 学び育つ場は普及の問題ではなくて、学び身につけるところまでちゃんと支援してもらわないといけないということで、より積極的にということ3があるわけだから、2で書く必要はないように思うのだけどね。そしてそういう普及の方法というのは、また解説の中でももちろん書かなければいけませんけどもね。『市民の活動と連携し』というこの文章でちゃんと整合性が取れているの

ではないかなと思うのですけどね。どうでしょうかね。もちろんちゃんと解説には書かなくてはいけません。普及の問題の場として学校が重要であると。さまざまなという中で入るということは書き込みましょう。とりあえずこの広報についてはそういうことで取りましょう。さあ、今話題の学習することへも支援してもらおうではないかということで、ここでは何を苦労したかというところ『市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域において、子どもが』、この後です。『自分の権利、みんなの権利を正しく学び、知ることができるよう、必要な支援に努めなければなりません』という。自分の権利、みんなの権利と並べた所に意味あるわけでございますね。いわゆる権利を教えることは、わがまを教えることにつながってけしからんという風潮がまだあるわけですが、我々の共通理解によれば自分の権利を学ぶということは、他の人の権利も尊重すること、それにほかならないのだということを書いたことにも書いてあるわけでありまして。しかし、なかなかそういう偏見というか、意見がありますので、子どもが自分の権利だけではなくて、みんなの権利も正しく学ぶんだよという書き方をすることによって理解してもらえないかなと思ったのですけども、どうでしょうか。ここらあたりはもうちょっと解説でも書き込まなければいけないでしょうね。

W委員           とても小さなことですが、子どもが自分の権利の前に、順番を逆に。ちょうど喜多先生のビデオのタイトルも『みんなの権利、自分の権利』だったので、それでこの検討委員会の押さえはどうか分からないですが、個人的な希望としては『みんなの権利、自分の権利』という、私はそういう感覚があるので、すけれども。

委員長           順番に深い意味があるというご指摘ですけれども。

L委員           解説の方にも書いてありますけれども、『自分の権利と同じように他者の権利を尊重すること』ということが、僕は原則だと思うのですよ。だから最初に自分の権利というのが主張していく中で、それぞれお互いの権利を認めていくというのが出てくるのではないかなと思うので、最初に『みんなの権利』というのが出てくるのは、順序性からいうと違うのではないかなと僕は思います。

委員長           学ぶ者としては先にみんなの権利を学ぶよりは、自分の権利を学ぶことの方が先かなという。喜多先生のビデオというのは、そこまで意識して順番を考えて書いていたのかな。

W委員           多分そこまで意識して作られていたと思います。そのビデオのメッセージとしては学ぶ権利の幅がとても広がったのですね。社会の大きな人としての権利の中に、子どもの権利があるのだという設定でした。子どもには子どもの権利があるのだというのとメッセージ的にはちょっと違って、それを見た子どもたちの反応もそういう反応でした。ただ今は子どもの権利条例ですので、こ

ここで言っている権利を学ぶというのが社会の権利という押さえなのか、それとも、子どもの権利条例の中の子どもの権利という押さえなのかで少し違ってきますので、皆さんのお考えの通りでいいと思います。

委員長 どうです、皆さん。

S 委員 まず自分の権利というのをきちんと理解することからスタートした方がいいのかなと思うのですよね。自分ってどんな存在なのだろうとか、自分にはどんな権利があるのだろうということを伝えていくという仕事をする中で、相手の立場を尊重するとかという順序になっていくのかなと考えれば、このままでいいのかなと思うのですが。

委員長 どうですかね。その他、ご意見。意外とこの順番の中に意味があるという。

F 委員 私もW委員の気持ちも分かるし、私個人だと多分そういう風に考えていきたいけれども、でも原則でいった時、子どもがやはり自分のことを大事に出来なければ他の人のことも大事に出来ないのだというところで、あなた自身が大事なのだよという所をまず知ってもらうので、先に自分の権利というので私個人としてはいいのではないかと。気持ちとしては大変分かりますけれどね。

R 委員 僕も気持ちは一緒ですけど、「みんな」というのはどういう「みんな」なのかということですけど、これは他人という意味の「みんな」なのか、社会の構成員という「みんな」なのかという意味ですね。例えば今、改正論議があるのですが、憲法の定めている基本的人権というのは権利ですよ。あの理念というのは教育基本法の前文にありますように、教育によってみんなに普及されるものだというのがありますよね。そういう考えからいくと、普通まず人権というものは教育によって普及されると。特別法でいうところの、特別法というか、子どもの権利というのはこの条例によって、また子どもに教え込む、子どもが学んでいくということを考えると、『みんなの権利、自分の権利』という順番の方が普通というか、一般的な人権で、子どもの権利という並びになるから、それには理があるし、僕もどちらかというところそっちなという考え方です。これは皆さんの権利観と関わるかなと思いますけど、どうですかね。

委員長 これは条例の条文としては自分の権利が先よ、学ぶのは、F委員とかがおっしゃったことでいいのではないかな。貴重なご指摘、ありがとうございました。

A 副委員長 今回の議論を踏まえたらどういう文章が、みんなと自分とを逆転するという話が出ましたけれども、委員長が言っているように並列したということを示すためには、自分の権利とみんなの権利という風に、日本語的にいえばそういう置き方も1つあると。それから私がここで言っていたのは、何か学習するって知識を覚えるという学習ではなくて、体験していくという学習がここに目論まれていくべきだという意見を申し上げたのですけれども、そのことから言えば自分の権利というものを知った上で、自分を大切にするということが基本にあっ

て人のことを考えていくという、そういう子どもの気持ちに沿ったものとするれば、自分の権利というのが先に来るものではないかなと。ちょうど皆さんと逆の意見を持っているのですけれども、どうしてもみんなの権利とか、全体の権利、権利の構造図を教えて権利教育をしようとする人が多いけど、実際には体験して獲得するという、そのプロセスを大事にするという権利教育というか、普及がやはり欠落しやすいので、そういう意味で私は自分の権利というのを先に認識させるということがわがままにはつながらないと理解しています。

委員長 『子どもが自分の権利とみんなの権利を』と、これはいけませんね。やはり『と』を入れると、一息で読めないのが、『子どもが自分の権利、みんなの権利』、このリズム感がいいですね。

A副委員長 読みやすくするというところだけを追求すればそうなるでしょう。

委員長 『学び、知る』というのは何か意味があったのでしょうか。学んだ上で、知るということを書き込むということは、『学んで、知る』というのは理解することか、学んだけども、理解しないという場合もあるかな。子どもも大人も。それが2項の方では大人に対して正しく理解することが出来るように、この理解。知ることと、理解することを見事に使い分けておりますけれども、子どもの場合は知るで、大人に対しては理解という、こういう書き分けでいいかな。基本的に上の方で子どもの権利学習のことをして、2番目で大人に対してきちんと子どもの権利を理解しなさいという、その必要性を書くという分け方でいいですね。これは札幌独特のものでしたか、それともどこかに似たようなのがあったのでしたっけね。独特ですね。それでいきましょう。この点について、他にご意見ございませんか。

V委員 今の『学び、知る』という所ですけども、それに例えば『行動する』とかというのは付けないのですか。学んで、実践するとか。知っただけでは、さまざまな場面においてということで。行動という言葉が当てはまるかどうかは分からないですけども。学んで知ったら、それで終わりですかということになるのではないかなと思うのですよね。生きたものにするのであれば、やはりもう1つ、子どもは行動するとか、実践するというものが必要なのではないですか。

委員長 どうしてそういう大切なことが抜けていたのでしょうか。

V委員 学校でよくそういうのが出てくるものですから。

A副委員長 そこが意識されたので、学ぶということを幅広く捉えていて、体験することから知っていくことによって行動の仕方が変わるんだろうと。そういう風に考えていたのですよね。私もそれについての結論はないですけど、『行動する』という風には書いたら、行動の仕方を教える輩が出てくるわけです。先に体験もしていないのに、行動はこういう風になっているからこういう風にしなさいという教育が起こってくるのです。それは本質的ではないかなと。そういう風に私

は自分の中では整理していたので、踏み込みませんでしたけども、書けたら書いてもいいとは思いますがね。

委員長 『正しく学び、実践できるよう支援して』という書き方がいいかね。

A副委員長 ワーキンググループでは正しくという言葉にウェイトを置いていたのです。

委員長 ウェイトって、いろいろ誤解する人がいるので、ここでも書こうかって気配りしたわけですけどもね。学び、知り、実践となるとくどいかな。学んで、知って、実践するという。学び、実践ということで、実践の中に、いわゆる理解しないと実践できないわけでしょうから、入るのではないですか。『正しく学び、これを実践できるように』、『地域において、子どもが、自分の権利、みんなの権利を正しく学び行動』というよりは。

R委員 実践が大切だと思います。大切だと思うのですが、実践を入れると学習というのが、もちろん体験というのは大切だと思うんですけど、どこまで学習になってくるかというところすごい曖昧というか、ぼやけてくると。条例の全体を通して見ると、実践というのは第4章の生活の場における権利保障の中で、各施設が実践の場を支援するとかって、そういう裏からの支援というのは考え方としてはダメですかね。やはりそれは権利学習の中で、実践というものを入れた方がいいですか。

S委員 考え方はちょっと違うかもしれませんが、僕はこのままの文でいいのかなと。『学び、知る』でいいのかなと。知っていれば、自ずと行動というのは湧いてくるのかなとっていて、最初A副委員長が言ったように行動を入れることによって、行動を強要するような方向性があるといやだなという気はしますけど。その辺はどうでしょう。

L委員 僕は実践できるという言い方がいいかなと思ったんですけど、学ぶことが単に知識として知っているだけでとどまって、なかなか行動というか、実践できないというのかな。それが弱い所だなと思っているものですから、『学び、実践できるよう』というという表現で、実践は強制という風には僕はあまり捉えないですけど、『学び、実践』というと1歩学びを深めていく、行動に使えるものとしての子どもの権利、そういう理解と学習への支援といった時に使えるものとしてちゃんと学んで、そして使えますよという、そこにウェイトを置いた方がいいかなと思います。

S委員 おっしゃっている通りですが、自分の権利を理解して、それを権利の主体者として行動・実践していくということは当然必要なことですけど、ちょっと考えたら周りの権利とか、みんなの権利ということを学習して、それに対して行動しなさいという風な解釈をされるといやだなということですから、みんなの権利、周りの権利を尊重した、理解した学習の中での行動範囲ってあるでしょという形で枠を決められると、それはどうなのかなということですよ。

- 委員長            この所は市が子どもを支援するということなのだよね。子どもが正しく学んで、知ることが出来るよう支援するということだから、子どもをそういう風にするようにしますというような趣旨にならないと思うのですね。子どもを支援するだけだから。どちらかというと学んだ上で、それが元となり、血となり、肉となり、出来るような、そういう子どもに支援をしますということだから、確かにみんなの権利を正しく学びなさいというような、このプレスタートからはいきませんが。実践と入れてもいいような気がします、どうですか、皆さん。
- I 委員            委員長が入れてもいいと言った後に、入れない方がいいという意見を言いたいのですが。子どもが自分の権利を学んで、自分の権利をいろいろ行使していく中で、それが相手に受け容れられることによって相手の権利も認められていくということだと思うのですね。だからそのこと自体で、学んでいくこと自体で、学び、知ることが出来るというのであって、あえてここで『実践を』とか、『行動を』という風に言うと、A副委員長もおっしゃったようにそのことをまた形にして、学ばせていかなければいけないような、そんな感じがするので、私はこれでいいのではないかなと思います。
- 委員長            正しく学ぶという中には、当然実践につながるということなのだという。V委員、いかがでしょう。
- V 委員            解説の所で、そのような意味合いがあるのだということを書いてあれば、私は別にこだわりません。
- 委員長            そうですね。解説の方には権利と義務、責任のところに対する気配りが弱くて、そういう今言ったような所がないので、なるほどね。では、今の趣旨を解説の中に盛り込んで、『学び、知る』という所で止めましょうか。どうですか。
- L 委員            そろそろ高校生の意見を聞いてみたいのと、僕は今思っているのですが、いかがですか。
- 委員長            X委員、どうでしょうか。『札幌市は子どもたちにこういう自分の権利、みんなの権利を正しく学んで、実践できるような支援をしなさい』ということを書き込もうと思うのだけでも。今の議論状況で学び、知る、実践、こういう言葉遣いをどうお考えになりますか。
- X 委員            僕はこの書き方でいいのではないかなと思います。この間の子どもたちの話し合いの中でも、学ぶことは大切だとか、権利を正しく学ぶことで相手の権利も知ることが出来るとか、そういうことをいろいろ言っていたので、こういうことを書くのはよいかと思うのですけど。
- S 委員            行動って入れた方がいい？実践とか。
- X 委員            どっちでもいいですよ。
- F 委員            私は今逆に、彼らの意見を聞いて、入れない方がいいかなと思ったのですね。

というのは私たち側からいうと高校生の意見を聞きましょうと言って、ポツと振るけども、ひょっとしたらこの状況で彼らはここで意見を言いたくないかもしれない、言わされるみたいなところがあって、これも同じように何か行動しなくてはならないみたいな風に。もしかしたら、学んで体得したけれども、今アクションを起こさないということもあるかもしれない。みんながアクションを起こさないとならないということではないけども、条文にその行動なり、実践などが入ることで、何かしらの、ここならここで意見を言わなくてははいけないというような力が加わるのがちょっと懸念されて。

委員長           きちんと学べば、必然的につながるんだ。それを実践できるようにとか、何とかって言うのがどうかなということだね。分かりました。では正しく学べば、当然それは実践につながる、それこそが正しい学びだと理解して、そういう趣旨をこの解説の中に加えるということに致しましょう。

Ｌ委員           それではその解説の２段落目といいますか、『大人は子どもに対し』という所ですけども、この文章を読んでいくと、子どもを権利の主体として捉えている文章には全然読めないのですよね。子どもにはこうやって教え込まなければいけないんだみたいな、そういうような解説になっているから、もうちょっと違う書き方をしないと、まるでそういう風に思っている人に「そうだよね」と言っているような、その権利観というかな、子ども観というかな、そういう文章になってしまっていて、これはちょっとこのままではまずいかなと感じました。いかがですか。

委員長           皆さんもそう思います？」委員、いかがですか。子どもに教え諭さなければいけないというような解説文になっているのが違和感を感じるという。

Ｊ委員           これである程度そういうことも含んでいると思ったのかなと、これを読んだ瞬間に私は思いました。だからこれでいいかなと思っています。

委員長           これでいいかなと。教えていくというか、こういうことを学んでいただくということも必要なだろうけど、この『大人は子どもに対し、正しく教えていく必要があります』、『正しく学ぶことが出来るようにします』と、子どもの主体性をたっぷり認めておきながら、解説を読んだら『教えていかなければならない』響きになっている。確かに少し違和感がありますが、この趣旨もちょっと大事にしながら、解説を加えましょう。この上の『主体性を認めて支援する』という、この趣旨が棄却されないような解説にしたいと思います。ですからここはイエローカードということで。

事務局(課長) 委員長、すいません。今のところですけど、権利の使い方というのは、例えば子どもが権利を行使していたら、自然に身に付くものだと。こういうものよりもうちょっと積極的に教えていかなければならないものではないですか。

委員長           どうですか、皆さん。

事務局(課長) いろいろご意見はあると思うのですが、やはり権利を、要するに自分の権利というのは確かにあるのですが、相手にも権利があって、自分の権利と相手の権利というものを両方成り立つようにしていかななくてはいけないのだよということは、ちゃんと理論としても教えていく必要があると思うのですよ。それをただ教えないで、単に自分の権利を行使していけば、そんなのは自然と身に付くのだよでは、それはちょっと無責任ではないですかね。

委員長 さあ、どうでしょう。ちょっとK委員、今のような意見はどうですか。やはり教え込まないとダメだという。

K委員 教え方にも何かあると思うのですが、大人がそうやって無理矢理教えるのではなくて、間違った時とかでもいいのではないかなと。こうしなさい、ああしなさいと言われて、それって違うのではないのみたいな教えの方が。やはり教えなくてはいけないと思います。

委員長 教えるという、その教え方で、ここに書いてある『学ぶ』という風に書いてあるのだけれど、学び方とか。ところが今の所の3行というのは『正しく教えていく必要があります』という非常に挑戦的な響きになっているのではないかと。O委員どうですか。

O委員 正しく教えていく必要があるとありますが、それはすでに に書かれていますよね。『学び、知ることができるよう、必要な支援に努めなければなりません』といえど『正しく教えていく必要があります』とリンクしているわけでしょう。『正しく教えていく必要があります』と書いていても、それは別に問題はないと思いますよ。

委員長 そうか。だから、もちろん教えていくということであっても、今までのトーンだと大人は子どもに対して教え込むというか、そういうようなイメージが強いでしょう。大人は子どもに対して正しく教えていくという響きというのは。その今の響きを越えようとした時に、こういう表現だとどうかなというように。

事務局(課長) 子どもにそのことを理解してもらわなくてはいけないと思うのですよね。権利というのはある意味では、相手に対して主張することですからね。その権利を主張するということは、つまり他者の権利を侵してはダメだという制約があるのですよね。だからそのことは子どもたちにも理解してもらわなくてはならないのですよね。それが、ただ黙っていて、何もそれを説明しないのでは、子どもたちはそれをやはり分からないと思うのですよ。権利の行使というのは、単に他の権利とのバランスで成り立っているものですよ。自分の権利だけあるわけではないから。だから自分の権利だけを主張して、相手の権利を認めないというのは、権利の正しい行使の仕方ではないのですよね。そのことはただ黙っていて、そのことが分かるかというとなかなか分からないですよ。非常に難

しいことですから。だから、そういうことであるということ、子どもに理解してもらおうようにしなくてはいけないという、そういうことがあるのではないですかね。

委員長 さあ、どうでしょうか。ご意見。

S委員 おっしゃっていることは十分理解出来まして、子どもたちの権利を守るのはいや大人だし、大人が侵害してはいけない。そして権利について伝えていく責任とか、義務というのは大人にはあるだろうと思うのです。その所を強調する必要はあると思うので、大人がそれをきちんと伝えていくとか、守っていくとかという責任とか、義務ということについて大人は理解しなければいけない部分があると思うので、文章的にはいいと思うのですが、『正しく教えていく必要があります』の『必要』を例えば『責任があります』とか、そういうことなのかなという気がします。

委員長 『正しく教えていく必要があります』という言い方と、『大人には正しく教えていく責任があります』とは、ちょっとニュアンスが違いませんか。

事務局(部長) やはり上下の関係のニュアンスが強いのではないかと、私も理解したのですよね。『正しく教えていく』というのは、親が子どもに教えてやるという上下の関係ではないかと。そういう風に読み取ったとすれば、私も若干そういうニュアンスは否定できないと思いますね。ですからこれは大人と子どもは対等の関係という横の関係で見ると、今、事務局(課長)が補足したのですが、ルールが存在するというのを合意といいますか、説明によって理解させると。そういうようなニュアンスの文章に変えた方が、上下の強制的なイメージが。本当はないのですが、そういう風に取りられることもないのではないかという気がしますけれども、いわゆるルールというものは確実にあるのだよということを説得して、理解させる、そのプロセスが重要だよということを文章表現したらどうでしょうか。

L委員 言葉がなかなか難しいものですから、理解させるという風に言われてもなかなか。要は一方的に教え込むとか、上下の関係性で大人はそれを理解させるとか、そういう形にならなければいいと思うのですね、表現として。調整のルールをちゃんと学びながら、権利を子どもたちが理解していくということ、きちっと大人がサポートしていかなければならないわけですから、そのこと自体、調整のルールがあるのだということ、他者の権利をきちっと尊重していかなければならないのだということ、子どもたちがきちっと理解できるように支援していくというか。そういうようなことは当然必要なことだろうと、どなたも思っているんじゃないかなと僕は思うのですね。ただこの文章を読んだ限りでは、それよりはどっちかというと正しく教え込まなければいけないみたいな表現になっていて、ちょっと違和感を感じているということでした。

- R 委員 さっきのA副委員長の指摘にあったと思うのですが、権利は教えられるものなのかといった時に、事務局(課長)はイエスだとおっしゃるわけですね。でもさっきA副委員長はそうではなく、体験して学び取っていくものだ。その違いですね。
- I 委員 私もそうかなと思うのですね。A副委員長や、F委員の専門的な、専門家の方がちゃんとその辺の子どもの成長・発達がどういう風になされていくのかというあたりの話なのかなという風に思うのですね。要するに子どもの権利というのは、第3章でこれからやる子どもの基本的な権利の所に書いてあるように、自分らしく生きるとか、豊かに育つとか、そういうことですね。子どもの権利ということは何。そういうことを主張して、自分が権利の主体者であるということですね、子どもは何。成長・発達していく時の主体者であるという、それで自分が勝ち取っていくわけですね。だからそういう意味では、本当にこういうことが自分にとってあるんだよ。そういう権利があるのだよということを読んでいけば、自分の中に自ずと、相手を尊重するという力も付いてくるのかな。だからさっきL委員が言っていたような教え込むとか、指導するとか、そういうものではないのではないのかなと思うのですよね。
- 委員長 そこなんだよね。ただね、やはり教えたいという人たちがいるのね。
- F 委員 言葉遊びみたいになって申し訳ないのですが、さっきV委員が言って下さったことを、逆に解説で入れて、『権利行使の調整ルールを理解し、実践出来るよう伝えていく責任があります』というのではダメですか。
- 委員長 ちょっといいですね、今の。いただきましょう。もう一度。『調整のルールを理解し、実践できるよう伝えていく責任があります』。
- F 委員 皆さんの意見を丸く足したのです。
- I 委員 『権利行使の調整のルール』って具体的にどういうことですか。ここがちょっと私にはあり得るかどうか分からないです。
- 委員長 私、中間答申のそこを起案した時に使っただけけれども、なんかそのルールに第1条、第2条みたいなものがあるのかというと、そうではなくて自分の権利、1人で生きているわけではないんだから、お互いに権利を尊重し合って生きていくことが、本当の権利の実践でもあり、権利の中身なんだという、ただそれだけのことですね。それ以上の何か特別なルールがあるというわけではない。そういう意味で調整のルールということ、僕が使っただけのことですけれども。
- 事務局(課長) いいですか、今の所。例えば私流に解釈すればですけど、数学をやりたいという子どもがいるとしますよ、同じ教室の中に。もう1人の子どもは音楽をやりたいと言ったとしますよね。その時に両方一緒にやったら、音楽をガンガンやられたら、数学を学びたいと言っている子どもは自分の勉強が進まないわけ

ですよ。だから数学をやりたいという権利を行使する子ども、もう1人の子どもが音楽をやりたいという権利を行使するということも考慮してやらなければいけないわけですよ。それが権利行使の調整のルールということではないですか。だから相手のルールも尊重した上で、自分の権利の行使の仕方考えることが、その権利行使の調整ルールということではないかと思うのですよね。そのことが、さっきA副委員長やF委員がおっしゃったように、そういったことをやっていく中で自然と身に付いていけば、それは理想なのでしょうけれども、ある面ではそういうことを少し教えて、サジェスチョンしていく必要はやはりあるのではないですかね。その中から権利というのはそういうものなのだということを、自然と悟っていくというのはなかなかこれ、非常に難しい高度なことだと思うのですよね。ただ権利行使というのは必ず他の権利も成り立つようにしてやるということが前提のだと、権利の使い方というのは、自分の権利だけのことを考えているということは、それは許されないという。これが権利行使のルールですよ。そこをやはり、それは確かに使っているだけで獲得すれば、それは理想だと思うのですけど、もうちょっとやはり大人がサジェスチョンしていく必要が、私はあるのではないのかなという感じがしますけどね。

委員長 大人は子どもがこうこうこう出来るように理解し、実践できるよう伝えていく責任があるという、極めて穏当な、ソフトな言い方はちょっと考えなければいけませんな。

T委員 もう繰り返し言われている話で、今の事務局(課長)の、高度な、高度なというところに反応してしまうのですけども、実は実践していく中で体得していくことの方が大事なことで、そこに学びということはどう捉えるかということにつながるのかと思うので、多分、事務局(課長)の今の説明が正しく教えるという表現につながっていくような気がしていて、やはり学びを支援するという事に尽きるような気がしますね。その学びの中に実践も含まれているという意味で、F委員の表現が確かに表現としては穏当だと思うのですけども、書き方としては学びを支援していくというメッセージにして欲しいなと思います。

委員長 だからそれは事務局(課長)がおっしゃったような、ちゃんと教えるべき時には教えということも必要なこともあるでしょう。だから書き方が、『正しく教えていく必要があります』と書くちょっと意味合いが違ってくる可能性があるので、少しソフトにしておくのがいいかなという感じがしますけど。

W委員 先ほど、O委員の言葉を聞いてそうだなと思ったのですけども、子どもにとって学び、知るというのは教えてもらうということなんだということを、O委員がおっしゃって、そうですか、違いますか。ニュアンス的にそうですか。そうですね。それは体験というと個別になるのですよね。体験というと個別の状況

の中で、個別のやり取りで体験して、そこでその子がお互いの状況の中で学んでいくと。これは本当に身に付くことだと思うのですが、ここで3番の学習の と言っていることは『正しく学び、知る』というのは、どの子も学び、知るということを書いていると思うのです。そうなった場合には、言葉が『理解し、実践する』でもいいと思うのですが、ニュアンス的にはやはりきちっと正しい知識を持った大人が、その子どもの権利を に書いてあるように、市民が子どもの権利を正しく理解した上で、きちんと子どもに教えてあげるといふのはとても大切なことだと思うのです。私たちの中で子どもが体験を通して、大人がいいアドバイスをしたらその場で学ぶだろうという、そこでは終わらないようにきちっと子どもに教え込む、これが正しいのだと教え込むということとはまた違うのですけれども、どの子もきちっと理解できるように教えてあげるといふ感覚はとても大事だと思うのですよね。その分を含んでの文章であればいいかなと思います。

I 委員            ちょっと私ずれているのかもしれないですけど、この間の16日の日に、うちの分科会に参加したC A Pの方が中間答申を読んで、検討委員会の中で必ずしも子ども観が共有していないのではないかというお話をされたのですよね。その時にそれは会議の度に議論する中で、みんな共有しているのですと、P委員が最後におっしゃっていたのですけども。例えばさっき数学をしたい、音楽をしたいという主張があった時に、調整するというのは相手もいるのだから、自分のことを抑えなさいよとか、相手のことをのみなさいよとか、そういうことではないのではないかなって。自分がなぜ数学をしたいか、自分はなぜ音楽をしたいかということをお互いに本当に主張し合って、それこそ意見表明ではないけど主張し合って、その中で納得してどっちかになっていかなければダメなのではないのかな。そういうのは調整するということになっていくのですかね。ちょっと違うことを言っているかな。

委員長            誰か裁判官みたいな人がいて調整していくというのではなくって、本来ならばそういう議論の中で、たまたま音楽と数学の話になってしまって、あまりにも具体的だからあれですけども、まさにそういうことではないですかね、納得して。

事務局(課長)    まさに今、I委員がおっしゃったように、そういうことだと思いますよ。だから例えば数学をやりたいと言う子と、音楽をやりたいと言う子がいれば、例えば最初の30分は数学をやりたいのだから静かにしようね、あとの30分は音楽をやりたいからちょっとうるさいけど我慢してねと、そういうことを話し合っで決めるということなのではないですかね。それが調整のルールというのではないですか。

委員長            だから学校の場合は、この時間は数学の時間でも1つのルールとして調整さ

れているわけなので、それを隣で笛を吹かれたら、音楽の時間じゃないからそれはダメよというのは、すでにそこで時間割で調整されているという。そうではなくてたまたまそういう時にお互いの主張が違ったような時には、お互い議論して納得して、やはり調整していくということしかないですね。どっちかが「黙れ」というわけにはいかないわけですから。なかなか日本語の表現というのは難しゅうございますけれども。

A副委員長 事務局(課長)の文章で『権利が無制限に認められるわけではない』ということをお教えるということなのか、無制限に認められるわけではないのだということを感じさせようとしているのか、そういうことを考えさせるということにウェイトを置いているのかということが1つ、この文章だけでは分からないというのと、権利行使の調整ルールが必要だということをお、その結果そういうものを求めていくように行動するという意見表明をしていくという、そういう行動をとる子どもと、調整のルールの仕方例えば最初から無理な話だからジャンケンしましょとか、くじでやりましょとか、あるいは教師の方が、あるいは大人の方が親も含めて、そういう時は譲るものよということをお教えて、何かさせていくということを含めて調整のルールというものを教えていくということで、この調整のルールをお教えて無制限に認められることではないということをお体得させていくのか、無制限に認められるわけではないから痛み分けということもあるということでテーブルに着くということをお教えていくのかという2つのプロセスがあるので、これを一気に教えるのだと書いてしまってもちょっと矛盾を来すのですよね。

委員長 分かりました。今後表現には注意を払いますけれども、要するにきちんと学ぶということの中身として、それは指導だの教えるだのという要素というのは当然あるでしょう。そういうものとしてちょっとこの表現を考えたいと思います。多分皆さん、お気持ちは同じなんだろうと。何も子どもに言わないで、お前たちやっぴご覧と言っぴ、小さい子どもが何か出来るかというわけではないわけですからね。そんなあたりで少し今日の議論を解説の中に盛り込みたいと思います。

F委員 多分休憩に入られると思うので、議論を戻さないように今意見だけ言っぴ、また休憩後は別の方に進んでいきたいと思うのですが、私最初ちょっと遅れてきたので付いていけなかったのですが、二十歳とか18云々の所を、この後議論をぶり返さないで欲しいのですが、また次に進まなくなるので。次のワーキングの時に定義の方は、その他の法律との整合性で18歳とするけども、多分ここの中で出てきた意見としては、みんなの合意が得られるラインは二十歳というのは、二十歳未満の合意は得られているのだろうなというところで、解説の方では二十歳未満のところでは何らかのこういう子どもの権利云々の俎上に乗る

ような子は、札幌市の権利条例の中に含めていくんだというところで、解説の方に逆に二十歳未満と謳ってもいいのではないかなと。本来であればこっちの条例の方に載せてもいいのだけれど、そうすると他の法律との云々のところでのいうので、解釈の方で二十歳未満としたらどうかしらというのが私の意見ですが、これをまた振り返すと休みが取れないのでワーキングで考えて下さい。

委員長 　　だいたいそんな話だったのですよ。解説の中で18から二十歳までの間を。条文には入れないということ。はい、それでは10分間、休憩致します。

(10分休憩)

委員長 　　それではぼちぼち始めましょうか。今日はだいたい6時ぐらいまでは予定していきたくと思うのです。それでこれからは先ほど言いましたように、子ども委員会の現状について3人から報告を受けて、これが第3章の基本的権利に結びつくわけですので、この報告を受けます。その報告を受けた後にR委員がいらっしゃってくれているので、第7章の救済制度のことを議論して、時間が許す限り4章の生活の中における権利保障をしていきたいと思えます。では、O委員お願いします。

O委員 　　第3回目は前回説明しまして、4月13日に第4回目の子ども委員会を開催致しました。第4回の内容は、第3回が子どもの権利の4つのテーマに整理して意見交換しましょうということで、第3回が前半、そして第4回目に4つのうち残りの2つを行いましたということです。内容的に第3回とまったく変わりはないものですから、詳しくはまた別冊資料が配られていると思えますので、そちらをご覧くださいれば大まかな内容がつかめると思われます。第5回目が明後日24日に行われるのですが、その時に第3回、第4回のまとめを行いましてから、今度はあらかじめ宿題を課しているわけです。子ども委員に『自分が大切だと考える権利の名称』を次回の委員会において提案していただくかなということになっております。それは次の検討委員会の時に報告できるかと思われます。

委員長 　　4回目の委員会の時の議論の中で、特に注目すべきようなことというのは、ここに概要をいただいているのですけれども、そういう所があればお聞きしてみたいと思うのですが、どうでしょうか。

O委員 　　3グループありますので、順繰りにやっていきたいと思うのですが、私の方ではテーマ と をやっているのですが、Bグループの人たちとやったのですが、特に紙をみていただくようなことはないですが、『意見を表明したり、参加したりするために必要なことは何だろう』というようなことがあったのですが、私のグループは構成している人が違いますので、当然。特徴としてそう

いう人が多くいたということに尽きるのですが、けっこういじめられているような、学校でいじめに遭っていたり、学校で意見を表明できる機会・環境があまり整備されていなかったりと。そのような発言がかなり目立っていました。あと自分が比較的少数な意見にあるということもありますし、会議に参加しても意見が尊重されないと。そのようなことが会議の大多数を占めておりました。1番については先に4番をやったものですから、あまり時間が取れなかったですが、こちらでもからのあれに引き続いて差別されることがないと、自分の意見の尊重は個性が尊重されることは大切だというようなことが、ほぼ全員がそのようなことを言うておりました。やはりまだ学校としての環境体制が整っていないのではないかとということを実感した次第であります。

K委員 私はCグループですけど、正直内容はあまり覚えていないですけど、充実して話しすぎてよく覚えていないというだけで、書いてある通りですけど。やはりそれぞれ権利を主張するばかりで、あまり相手のことも考えられないなというの見受けられたんですけど、それでもすべてにおいて自分に置き換えて主張は出来ていました。どれが一番とかではなく、全体的に私のグループでは重要だったのではないかなと。

X委員 私はAグループだったんですけども、ちょっと気になったといいますが、ああそうかなと思ったのがテーマで話し合ったことなんですけども、『子どものうちは、自分ひとりで生きていくことはできないので、親の言うことを聞くことが大切だと思う。親の言うことは大切な言葉だと思って聞いた方がいい』という、案外親の意見もちゃんと聞こうみたいな子どもがやはりいたので、あまり心配する必要もないのかなと思ったりもしたんですけど、けっこうそういう意見も、親の意見も大切だよということを理解というか、そういう風に思っている人たちがうちのグループではけっこう多かったなと思いました。

委員長 子どもの方は親の意見を聞いてくれて、親が子どもの意見を聞かないという構図が問題があるのかな。はい、ありがとう。そうすると5回目が行われて、次回30日ですけども報告をもらえる。

事務局(係長) いいですか、私の方で説明して。次の子どもたちに出してもらって、自分たちが大事だと思う権利の集約したというか、それを集めて検討委員会の方に報告しようということを考えています。高校生3人が正副委員長を子ども委員会ではやっておりますので、その委員長、副委員長から検討委員会の方に報告してもらおうというのを、今基本的なスタイルで考えているのですが、たまたま0委員がその日都合が悪いということなので、今のところ副委員長をやっている2人、K委員とX委員に子ども委員会から出てきた意見を検討委員会の方に伝えたいなと思っています。そして一応子ども委員会の子どものためには30日に、子ども委員会の結果を検討委員会の方に報告するというをやりますという

のは伝えていまして、この検討委員会は公開でやっていますので、興味があれば見に来て下さいという案内を今出している状態です。子どもたちがもし検討委員会を見に来るといことも考えれば、始まって最初の1時ぐらいから報告してもらおうという風にしておけば、傍聴しに来て下さいという時も案内しやすいかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

委員長            そうですね。そういう気配り、配慮を致しましょう。よろしくお願いします。

事務局(係長)    子ども委員会には、見に来る方というのは傍聴ということで来てもらうような案内の仕方ですけども、それでよろしいでしょうか。

委員長            そうね。もし感想でも発言してもらえたら、それはそれで何よりかなとは思いますがね。

事務局(係長)    実際報告してもらう3人の方では、基本的には3人からというスタイルでいいでしょうか。いかがですか。

委員長            それはかまいません。

O委員            私は出ませんが、もし何かありましたら、私は書面上にて報告させていただきますので。

委員長            では30日までよろしくお願いいたします。

L委員            せっかくですから、この前の話の中で子ども委員会の子どもの委員の人たちと、ここに今出てこられている3人の方は両方にだぶっていてよく顔が見えているのだけでも、僕たちの方はまったく顔が見えていないので、できればたくさん子ども委員の方に来ていただいて、もちろん強制するものでも何でもありませんけども、できるだけ一言でも発言して、自分の意見を、『こんなことを特に言いたいですよ』みたいなことを、そういうこちら側の希望もあるのだということを是非併せてご案内していただきたいなと思います。僕のこれは希望ですけどもお願いします。

委員長            ただ傍聴にどうぞというのではなくて、来て一言発言してもらいたいなという、そういう案内もしていただきたいということでしたかな。

X委員            もし子どもの意見というのですか、他の人たちの意見を聞きたいというのですか、感想を聞きたいと。僕たちは元々子ども委員会を一応非公開でやっていて、一応伸び伸びと意見を言ってもらえるような形を取っていたので、もしこういう場でお話をするのでしたらもうちょっと配慮していただけるとありがたいなと思うのですが。

委員長            ああ、そうか。配慮というと例えば？

O委員            つまり非公開にしてくれと言っているわけですよ。

委員長            ああ、そうか。

O委員            子どもがここに来るといことは当然親や保護者がここに来るといわけですよ。そうすると子どもは絶対に親に見られているといことがあるので、

あまり伸び伸びと意見を言えないのではないかと。そういう理由で子ども委員会を非公開にしているわけなのです。

委員長

分かった。その趣旨をちょっと考えよう。だから最初に来てお話ししてもらえるのだったら、その話を先に聞いてというぐらいの配慮をもちろんしますよ。はい、どうもありがとうございます。それでは第7章にまいりましょう。この第7章はなかなかワーキンググループでも白熱した議論がございまして、これ、24ページになります。中間答申では子どもの権利救済の特別な制度を、札幌市としても作るべきではないかと。子どもオンブズパーソンと言われる制度を作るべきではないかということで、中間答申では書いていたわけです。それでももちろんそれに基づいて、この最終答申でも権利救済の制度化について、是非条例に盛り込みたい。ただ具体的な権利救済の制度を今全面的に展開して、制度設計ができるかという、なかなか時間的にも、それから一般市民の皆さんに対する理解してもらうためにも、時間があまりにも少なすぎるということもあって、ワーキングというか前回もそういう議論だったと思うのですが、基本的な制度を作るということは明記して、その制度は別の条例に委ねると。しかしそこで期待される制度というものの忘れてはいけないポイントを、この条例の中に書き込んでおくという、そういう形がいいのではないかと。思って、今日の24ページ、25ページというのは解説は本当はもっとたっぷり書かなければいけないので、今日のところの解説というだけのことですけれども、救済制度の創設ということで、『市は、子どもの権利侵害その他不利益を被った場合に、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、特別の制度（仮称：子どもオンブズパーソン）を設けます』と。これは仮のネーミングとして子どもオンブズパーソン、子どもの権利オンブズパーソン、そういうことになるかと思うのですが、そういうのを設けるということを明記して、次に救済の制度はどうあらなければならないかということについては、制度の詳細は別の条例で定めましても、その制度というのは次の2つのことを重視しなければなりません。1つは『子どもの権利や利益が守られているかどうかを、行政から独立した立場で、子どもの代弁者として活動すること』。それから『子どもの権利侵害に関わる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請を行うこと』。最初の方はその独立性、それから2番目の方はやる仕事の内容について、この2本は忘れないで下さいということで、別の条例に委ねると。現段階で救済制度として書き込めるのはこの程度かなと。しかしこの程度でもしっかりと書き込んでおく必要は高いのではないかと。そういうことでこういう文章になっているのですけれども、どうでしょうかね。R委員、あなたはずっとこの制度のことについて、調査、研究もしてきたわけですが、

こういう形での条例というのはいかがですか。

R 委員        オンブズパーソン制度というのは川西市が一番最初に作って、川西市が素晴らしい制度を作ってしまったから、およそオンブズパーソンというのはああい  
う形しかないだろうなという感じで、僕もそれを研究してきたのですね。実際  
1回ワーキングでレポートを上げたときも、設置と職務、市の責務、それから  
行政からの独立ということで書かせていただいたのですが、オンブズパーソン  
って子どもの相談機関と救済機関、こういう内容を持った制度というのはおお  
よそオンブズパーソンだけなのか、そうとも思い始めた、事務局ともいろいろ  
話をしてそういう風に思い始めたこともあるのですが、本当はゼロから、白  
紙の状態から話し合った方がこれよりもっといい制度ができるのではないか  
なと。札幌らしさというのを中間答申で書いていたと思うのですが、そういう  
ことを思って1回ちょっとこねくり回させていただいたのです。もちろんその  
白熱した議論の結果が、またここに戻ってきたというのはよく分かるのですが、  
子どもの権利の救済制度というのはオンブズだけですかね。

委員長        オンブズがいいのではないかとということで、中間答申をまとめたのです。

R 委員        その時って僕らほとんど議論しなかったですよ。そのまま突っ走ってきたと  
いうか。

委員長        そうかい。どういうこと。

R 委員        さっきちょっとここで話させていただいたのですが、元々僕らは条例を作  
るとき、どこかの条例のいいところ取りみたいな形で進めてきた感があるかな  
と思うのです。例えば委員長案というのはそもそも全部多治見の文言だったで  
すよね。僕が出した条例案も川西のエッセンスだけ抜き出したものだったの  
ですよ。このままいくとパッチワーク条例みたいになってしまって、それでいい  
のかなというのが頭の中にあっただけです。仮にオンブズと呼ばせてもらいま  
すけど、せめてオンブズぐらいは本当にちゃんとゼロから話し合って、それが  
オンブズにいくのか、そうではない別の例えば小杉みたいな形になるのか分  
からないですけど、本当に札幌らしさを求めるのならゼロから話し合った  
方がいいのではないかと。ただ白紙委任は僕も怖いものはあるのですが、  
それは次の審議会、検討委員会の方の人選なり何なりで考えてもらってや  
っていけば、もっといい条例ができるのではないのかという思いがあるの  
です。ただ川西を知っている以上、札幌にも川西みたいなオンブズが欲しい  
なという思いもあるのです。すごい葛藤があって、申し訳ないです。それが  
僕の意見です。

委員長        今の意見なのか。ちょっと今懐疑的な、救済制度に対して懐疑的な意見が  
出たけども、どうでしょうか。

L 委員        そういう風にお考えのR委員と直接時間をかけて討議していないので、  
議論していないので、なぜそうなったのか。それから今小杉がいいのではない  
かと

いう話がありましたけども、なぜ小杉がいいのかというようなことももうちょっと言っていかなければ分からないですし、それからゼロから作るということが果たして現実的なものなのかということですね。私たちが子どもの権利条例ということで、最初から与えられた時間の中で、短い時間とされている中で何とかかんとかやってきたわけですから、最も重要な救済制度のところをどなたかにポーンと白紙委任してしまうというのが、果たして自分たちの責任を全うしたことになるのかというようなこと。そんなことは私たちの中で、残った私たちの中で議論して、ここにちゃんと残そうと、出すべきものは出そうという風にして出しているのですよ。ですからもうちょっと、若干懐疑的になっているというお話は分かりましたけれども、自分たちがゼロから作るというときに、私たちが直接、まったく関われないで白紙委任みたいになってしまうことが本当にいいのかというあたり、もうちょっと話を聞きたいです。

R 委員        白紙委任かどうか分からないですけど。僕がこだわって作ったときに、子どもの最善の利益という文言は絶対抜かしてはいけないと思っているのです。スタートはここだと思っていたのですね。そういう枠を当てはめれば、条例を書けば、それは粉飾かどうか分からないですけど、少なくとも白紙ではなくなると思っていたのです。次の方々も、ちょっとメンバーの話になってくると、札幌には既存のいろんな制度がありますよね。子ども議会とか、そういうことをまったく無視して、新しい制度を作るのはいいですけど、その時に既存の制度との整合性とかいって、また今のメンバーのときもいろいろもめたのかもたないですけど、何で他のそういう所の人たちの意見を聞けないだとかって。結局制度が出来ても、その制度がうまく機能しないなどということになったら、それは本当に困ると思うのです。それなら作る過程から、そういう子どもに関わる人たちを入れて、ちゃんと話をしてもらった方がよっぽどいいものが出るのではないのかという頭があるというか、それはそうだなと納得した意見があるのです。小杉に関してはホットステーションという公設民営の形を取っているのですが、直接オンブズ的ではないですが、でも例えば不登校の子どもたちに関わってエンパワメントしていく制度を作っているのです。これは小杉らしさがある制度ですが、札幌でも必ずオンブズではなくて、小杉のように別の道を模索するという可能性があるのではないのかという考えがあったのです。

委員長        どなたか他にご意見、どうですか。

V 委員        私も議論を深めた方がいいなと思います。今考えられているこの救済制度というのは、いわゆるそういった事象が起きて、かなりの子ども自体が傷ついた状況の中でという部分ですね。以前にW委員がお話ししていましたが、やはり今の子どもたちの実態を考えた時に予防的なそういった機関というのが、私はすごく大事だなと思うのですね。実際に中学校でいいますと、平成17年度、昨

年度からスクールカウンセラーが全校配置ということで、札幌市内100校全部に就きました。結局そういった不登校状況というのがありますね。不登校を改善するための1つの手立てとして、やはり行政が力を入れてくれたのだと思いますね。何を言いたいかというと、去年までは1週間に1回ずつ8時間だったのが、ちょっと文科省の関係で予算が削られて、1週間1回6時間になっています。実際にスクールカウンセラーの方というのは、そんな時間で制限するわけではない、本当に朝早くから遅くまで、場合によっては家庭訪問のようなこともしてくれる。新たなものを作るとのことよりも、今既存のものでそういった、私は学校の立場で言いますと、その中をうまく予算面でも、あるいはそういった組織面でも何かより身近なところで、子どもたちのいろいろなシグナルをキャッチできる。そして子どもたちがよりそういう相談、あるいは救済を求められるような、私はそういうものを制度として札幌の中に取り入れる方が札幌独自というか、子どもたちのいろいろな最善を尽くせる部分ではないのかなとすごく感じるのですよ。

W委員

今、救済というのと、それから権利の保障というのは一応両極端にあるのですよね。救済というのは権利を侵害されたという設定で救済があります。権利の保障というのは権利が侵害されないという設定であるのです。一番いいのは権利が侵害されないことであって、権利が侵害された子どもの心は侵害される前には戻らないのですね。それから実際に権利が侵害された、自分の生活の場でその権利の侵害が回復されることが、子どもにとっては一番の回復になっていくと、私は思っているのです。その権利の侵害が起きて、さらにその生活の場から離れて、権利の救済を申し立てするという時点では、もう子どもは雪だるま式に多重の権利の侵害を抱えた上で、権利の侵害からの救済を外に求めていくのです。そういう構図があると思っていますので、ただ単に権利の救済の制度を作れば救済されるという風に、私は考えていないですね。確かに親も子どもも排除されたり、孤立した中でどう救済していくかという、本当に多重の権利の侵害を抱えた子どもにとっては、救済システムというのは必要になってくる時もあると思うのです。でもそれよりもっと大事なものは、自分の身の回りに、より近いところに権利の侵害を解決、相談したり、初期の段階で周りに動いてくれる大人がいるということなんですね。ちょっと私もR委員の意見に賛成っばいですけども、やはりシステムを作る時に並行して考えていかなければいけないことというのが、子どもを中心に、軸に、大人の側からは解決が目的であっても、子どもの解決というのはまた大人の考える解決と違うので、一緒に並行して考えていかなければいけないことがたくさんあると思うのです。むしろここで安易に救済ということを規定するよりは、次に委ねるということも大事ではないかなという気がするのですよね。大事だと思います。ここで論議

を深めることももちろん大事ですけども、その論議を深めて結論を出すような、そんなに簡単なことではないので、そのような時間が不足するのではないかなというのを強く感じています。以上です。

委員長        どうでしょうか、救済機関の議論はまだ十分に議論していないので、あまり具体的に盛り込むということは必要ないのではないかと、そういう意見のように思いましたが、どうでしょうか。

T委員        限られた時間の中で、出来るだけ議論するという事は大事なことですし、今のV委員とW委員の意見については、それ自体とても大事な指摘だと思うのですね。ただ一方で現実には人権侵害があって、それに対する仕組みが今、どういう形であるかということが議論できていないのではないかと意見が一方ではあるかもしれないですけど、ほとんど私はないと実感するのです。そうするとやはり子どもの権利条例を作っていく1つの核として、侵害された時にどうやって回復措置を取っていくのかという仕組みを盛り込む必要があるだろうということが、私の中ではですよ、中間答申を作っていく中での共通認識に大枠ではなっていたと思っているのですね。あと具体的に条例の中にどこまで盛り込むかというところがまさに問題なのだと思うのですけども、少なくともここに書かれているような基本的な制度設計のところ、そのオンブズパーソンという言葉はちょっと横に置いたとしても、やはり特別な仕組みが必要で、子どもに権利侵害があった時の特別な仕組みが必要だということ。その特別な仕組みは、やはり行政から独立した立場で行うということ。そしてこの調査、調整、勧告、是正要請という言葉が1つ1つ問題になるのだったら、きちっと議論した方がいいと思うのですけども。平たく言うと、個別の侵害に応じた柔軟な対応をしていく。場合によっては、侵害のレベルによっては一定の権限を持って、勧告とか是正を求めていく。それぐらいの仕組みは必要だというのが、この大きな2つの内容だと思うのですね。だからそこを入れたとして、次に引き継ぐという時に、その議論が拘束されて非常に議論がしづらくなるかというと、今の大きく2点について、ここで共通認識に立てるのであれば、次の所にバトンタッチして、具体的な他の相談機関との調整とか、実際に生活の場に戻していくために必要な救済の仕組みというのが、もっと具体的にどういう仕組みがいいのかということは、十分議論できると思うし、むしろ議論すべきだと。私もそこは議論すべきだと思うのですね。なのでこの大きな2つの枠は、この条例の根っこの部分に関わるので、私は不可欠ではないかと思います。

委員長        権利侵害が発生しないような子どもに対するいろんな施策、早い時期での支援・援助、こういう制度ももちろん施策として必要だ。しかし侵害されて救済を求める窓口、これもまた必要なのだな。両方必要ですね。あれか、これかではなくて、両方ともやはり札幌にないと、子どもは救われないわけですね。ど

うでしょうか。この救済制度、どこまで盛り込むか。子どもオンブズパーソンと名前を考えると、いろいろなイメージが錯綜してしまうので、特別の制度ということでは、多分子どもの問題をやっている人たちは、特別の制度が必要ではないと思っている人はいないと思うのだよね。これがなくて困っているのだから。今の既存の制度で例えば子どもの立場に立って、それを調整なりしてくれる制度というのはないのだよね。何かありますか、裁判所に持っていったって手間と時間ばかりかかって、全然ダメですからね。やはり子どもに特化した、特別な制度の必要性というのはそんなに議論しなければならないほど、我々の共通理解が得られませんか。

L 委員 V 委員からお話があった予防的などという部分は大変魅力的ですし、それはやはり必要なことだろうとされていて、ですから委員長のお話にもありましたけど、それは第5章の施策の推進の部分で、きっとそういう所がもっと充実していけるようなことになっていくのではないかというか、そうしていききたいなという願いがあるのですね。一方W委員の方からは権利の保障が一番大事だというお話がありましたけど、結局両輪だと僕も思っているのです。侵害されないのが一番大事ですから、侵害されないためにいろんなことを考える必要がありますし、まだ議論していませんけど、第6章の子どもの権利専門委員会というのがその役割を果たしていくべきものだろうと思うのですね。現実的に札幌市の子どもたちも、特別札幌市の子どもたちだからこうだというのではなくて、川西市の子どもも、札幌市の子どももおよそ日本の子どもたちはかなりの部分、同じような形で権利の侵害を受けている。いじめだとか、虐待だとか、そういう部分があると思うのですね。ですからその救済のシステムを作らないという理由は、僕はやはりないだろうし、中間答申の時に確かにあまり議論はしていないと言われればそうなのだけでも、逆に言うとその救済のシステムを作るといっている意味では、あの段階では自明の理と言いますか、そのこと自体に異議を唱えて、そんなのはいらないという話をした人は誰もいなかったのではないかなと、僕はそう思っているのです。ですから必ずこの救済のシステムは作るべきだろうと思います。

委員長 だからその救済のシステムを作ることの必要性については、これは共通の理解ではないかしら。ただ、今、具体的に札幌オンブズパーソン制度の組織だとか、何だかという細かな所まで議論して決めるということまではまだ時間的にも能力的にも無理だから、それはそれのためのオンブズ制度をどういう風にするか、救済制度をどうするかという新しい審議会にバトンタッチしていかざるを得ないのだけれども、やはり我々としては必ずこういうものは作ってもらわなければ困ると、その必要性は高いのだというメッセージをこれに盛り込んでおかないとね。「権利はあります。侵害された時は知りません」では、やは

り具合が悪い。その時の、オンブズパーソンという言葉はちょっと置いておくとしても特別な制度、そしてその制度がやはり独立性がなければ救済にもならないだろうし、救済の中身というのは調査、調整、勧告、是正要請、こういうのがないと何の救済機関にもならないわけだから。最低限の機能を忘れないでねという風に、我々の遺言でございますね。これを書き込むわけですね。おかしくないと思うのだけど、R委員、そういう遺言を残すということの責任はあるのではないか。

R委員 元々これとまったく同じレポートを、僕は1回あげているので、このことは大切だと思っているのです。ただこれを書いた時に、川西のようにちゃんと機能するものが出来るのかどうかということです。川西のオンブズが札幌に出来れば、僕はそれでよかったと言えるのですが、これを書けば出来るのかというのはよく分かっていないですよ。逆に書かない方が次の審議会の人たちが話し合っ、自由というか、決めやすいのではないかって。

委員長 どうやって次の審議会の人たちが議論するの。

R委員 では、解説に落とすというか、どうなのですかね、その辺は技術的な話になってくると思うのですが。多分、気持ちは同じなのです。川西のようなものが出来て欲しいのですが、どうすればそのような制度が札幌にも出来るのかと考えた時。でも書いた方がいいですかね。

委員長 それはそうだろう。書かなければ何にもないのだよ。

R委員 書いた時に拘束力というものが出てくるからですよ、変な話になってくるけど。逆に縛ってしまって、自由に議論できずに、機能しない制度になる。川西の場合は、今の札幌みたいな制度がない状態で話し合っ作っていったわけですよ。でも今の札幌というのは、その時の川西と違うわけです。いろいろな制度、アシストセンターとか、いろいろあるのですよね。この制度ってけっこうお金がかかる。また費用の話でごめんなさい。川西は実際それで予算削減、半分以下になっているのですよね。これ、調べていただくと分かるのですが。札幌の場合、すでに制度があるのに、また新しく作った時に、そうやってまた予算の問題で削減されていく、そういう恐れが川西以上に強い、可能性が高いのではないのかなと思っていたりするのですよ。だからどうすれば札幌でもちゃんと機能できるのか。

委員長 それは、書かなければ出来ないでしょう。だってあなたが言ったように作ろうと思ったら金がかかる、手間がかかるというものは、ここに書き込まなければ動かないよ、救済のシステムは。

R委員 そうだったら書いてくださいとなるのですが、では書く時どこまで書いていいのかと。すいません、ずっと堂々巡りで。

W委員 何て言うのでしょうかね、調査、調整、勧告、是正というのは具体的にどうい

うことなのか。大きな問題であれば1年、2年かかって、その学校に入ったり、施設に入ったり、関わっていかなくてはいけないことで、それをきちっと子どものレベルで、自分は尊重されたという自尊心を回復するまで関わらなければ、1回勧告しても意味がないことですね。そのあたりをきちんと話し合わないで、この有効であろう単語を並べるというあたりに違和感があるという、同じ思いはあります。多分また子どものための特別な救済制度で話し合っても、内容は同じ内容が出てくるのでしょうか、その中でこの内容が持つ具体的なイメージとか、子どもに対してこの是正要請というのがやはりどういう形で、どんな関わり方で行われるのかというのを話し合ってから、この言葉をあげた方がいいのではないのかなと。私もそういう詳しい知識がないですけども、すごくそれを感じます。以上です。

委員長           そんなに難しいことですか。調査して、調整して、勧告をする、どれ1つ欠けても救済機関にはならないよ、これは。だから救済と言った時に、我々は行政機関として作るわけですから、例えば限界があるわけですよ。強制力が持たせられるような機関が出来るのかどうかも含めて、しかし調査をして、調整をして、勧告が出来ないような救済制度というのはないだろう。どうですか。

L 委員           前々回の起草ワーキングでもそういう話があったかと思うのですけれども、やはり議論が足りないというのであれば、やはり議論していくことが大事なのであって、例えば札幌市も市政オンブズマンという組織を平成13年ぐらいの時に作っているかと思うのですけども、そこでも実際に調査とか、調整とかの具体的なことをやっているかと思うのです。もちろん川西市が先例として丁寧なものを出しているわけですから、その報告書だとか、そういうようなものを読んで、僕たちは勉強する必要があるだろうなと、そういう風に思っています。時間がちょっと足りなくて具体的な中身をもう少し勉強しなければならないというのは、確かに言われる通りなので、これは早急に僕たちが勉強する必要があると思うのですけど、これを基本的に提示することは、現段階で提示して、そして勉強することは問題ではないだろうと思っています。

A 副委員長       中間答申を出す段階で議論したのは、子どもの権利状況を迅速に救済するということが必要であるということで、そのこと自体が子どもの権利を大人自身が義務として守っているという行動の1つであると認識して、ここの部分は言ってみれば、子どもの権利専門委員会でそういう組織が必要だということを答申してもらって、新たにその救済制度を作りましょうと。そのような手順ではないということは確認されていたはずですよ。つまりこれは特急券の部分なのですよね。言ってみればここで宣言して、条例として発信して、この制度を子どもに直接届けようということで、子どもの権利主体を具体的な形で制度として持ちましょうということをやっているのが、第7章だと思います。確か私

の記憶ではこれについての機能とか、役割に疑問があるので、これを検討しなさいということではなくて、これに代わる施策だとか、相談機関というのはたくさんあるではないかと。実際に子どもの権利を守る行動を、大人たちは今までの施策でやってきたと。それで足りない所がどこにあるのだという議論の時に、この救済制度そのものが持っている法的な行動、法律的な行動に1つの着眼点があるということを経験したと思います。

委員長　　ですから必要がないという話では全然ないけれども、みんな必要だと思っているけども、条例に書き込むべきか否か、書き込むとしたらどの程度が相当なのか、それはすべて将来に委ねなくてはいけないけれども、ちゃんとした議論がなされていていい制度が出来るように、今、我々が条例に盛り込まなければいけないものは何なのかという、そういう議論なのだと思うのですよね。だからこの条例にこんなことを書いてしまったら、ちょっと具合が悪いよというようなことがもしあるのだとすれば、それはちょっと議論しなければいけないと思いますけども。

W委員　　私の感覚では救済は絶対必要だと思うのです。ただここに書いてあります調査、調整というのは、あまり対立的ではないです。ところが勧告、是正要請となると、子ども個人に対する組織への改善要求という対立的な要素が実際には入ってくるのですよね。そこで解決されない問題というのも、勧告、是正要請で解決されない問題というのも、実は子どもの権利侵害の中には数多くあると思うのです。そこを踏まえた論議をしてこういう単語を出すというのならいいのかなと、本当に子どものためになるのかなと思ったのですが、むしろ中間答申にありますように、『子どもの権利に関する特別の救済制度を作るべきです。子どもの最善の利益の確保を目的に子どもの立場に立って、子どもを代弁し、子どもに寄り添って活動する、子ども独自の制度を作るべきです』ということが中間答申に書いてあって、非常にいい文章で、次へのバトンタッチのポイントを押さえた文で、そちらの方が調査、調整、勧告、是正要請という単語よりはイメージをきちんと伝えられる言葉かなと。きっとR委員もそのことをさっきおっしゃったのだと思うのですけども、そのように思うのです。

委員長　　そうすると見て下さい。この24ページの『仮称：子どもオンブズパーソン』という、この括弧の中はちょっと置いておくとしても、『救済制度の創設』として『特別の制度を設けます』という、これはいいですか？これはね。とにかく「特別の制度を設けるよう努めます」だとかではなくて、もう設けるのです。我々の議論の中では、これは作ってもらわなければ困るのだという認識は共通ではないかなと思うのですけど、いかがでしょうか。まずそのところは、特別な制度の中身は議論があるかもしれないけれども、だからこれは1つ是非盛り込まなければいけない、条文化してね。ここは議論、異議はないですか。問

題は制度設計みたいな、「それはこういうものですよ」ということをここで書き込むのいいか、こういうことは例えば救済制度の創設の解説の所にだって、当然書こうと思ったら書けるわけですけども、私は条文化出来る範囲でしてという風にした方がいいと思いますけども、どうでしょうかね。救済制度の制度設計について何かやはりきちんと遺言を残しておく必要はないでしょうか。

T委員 さっきの勧告とか、是正要請という、確かに言葉の意味についてという所で考えると、けっこうここで議論できていないというところが強調される所はよく分かる面もあるのですね。他方で、ある程度やはり権限を持った機関である、独立した権限を持った機関であるということ。もちろん調整をして、出来るだけ早く回復していくということに重きを置くのだけれども、調整していくにしても一定のきちとした権限がないとダメだということを書き込む必要があるかなと思って、それが言葉としては、ここでは勧告とか是正要請という言葉になっているので、それがあまりにも限定的であればもう少し趣旨が伝わって、という風にも思います。

委員長 『独立した立場で、子どもの代弁者として活動する』という、この書き込みはそんなにおかしなものではないと思う。でも『調査、調整、勧告、是正要請』という、ここらあたりになるとにわかに疑問が出てくるわけですよ。しかしこの所に何も書かないと、申立を受けて救済回復活動を行うという当たり前のことの繰り返りで、というのは必要なくなるわけですね。もしを残すとしたら『調査、調整、勧告、是正要請』以外の何か遺言になり得るような書き込みをしていく必要があると思うのですけども。

A副委員長 この『早期に』という言葉はなじむのですか、条例で、『早期に構築する』という。『本委員会では、このような機能を念頭に入れて、早期に構築するよう強く願っております』というお手紙的な文章でいいのかというのを、私はちょっと疑問を持ちます。もう1つですね、例えば後から出来る委員会、子どもの問題に関してこういう調整のルールを敷いて、何か対立するというのを煽るようなことが必要なのかと、必ずそういう発言が出てくるのですよ。これは子どもの権利条例という法的な方向で、子どもをエンパワメントするというか、保持するというか、子どもの人権を守ろうとする元において、どういう組織が相応しいかということを検討したのであって、子どもの一般的な幸せとか、大人たちの願いを子どもにどういう風に届けるかということを検討して、どういう相談があるべきかということを検討することとは、まったく違うということだけはきちっと書いておかないといけないと思います。

委員長 解説の中にね。ということですね。いかがですか。

L委員 札幌市のオンブズマンの条例の中にも、言葉としては勧告とか、オンブズマンは何をするかといった時に勧告という言葉が出てきます。あと勧告、意見表

明等の内容を公表することとかという風に出てきていて、いわゆるオンブズマン、オンブズパーソンと言おうがオンブズマンと言おうがいいと思うのですが、このオンブズの組織では単に調査とか調整にとどまらず、最終的には勧告というように少し強い表現になりますけども、こういう法律的な言葉が出てくるのはある意味では当然のことなのではないかと。そうしないとただ相談に応じますよという、いわゆる相談機関であってはオンブズとしての特性は発揮できないのではないかなと思うのです。

委員長 いやいや、救済機関であるのだから相談機関を越えているものなのですよ。相談なんていうのは、相談を受けて「大変ですね」というので、いろいろそれから先のことを教えてあげたりすることは出来たとしても、ただそれだけのことであって、悩んでいる当事者間を調整して解決に導くというようなのは、相談機関には絶対ないわけだよね。それを越えたところが救済機関の意味なのだよ。

R委員 それは子どもに寄り添うということですか。

委員長 寄り添うというか、まあそうだけど。どうですか。

W委員 救済機関として新しく、いろいろ検討される委員会が発足して、その中でいろいろなことが話し合われた時には、こういうことが出てくるのだと思うのですね。出てくるのだろうなとは思うのですね。ただ子どもにとって、自分が信頼したい学校に他の人が入って、勧告しなければならない状況に、自分が置かれるということは、それはまたとても辛いことであるというのは、子どもの現実になってくると思うのですね。一番いいのは自分の身の回りに理解者が出来るということですね。確かに救済ですから、もうそんなような状況じゃないから救済してもらおうのだというのもあるのですね。ただここには相談という、救済機関の中には相談というのは要素的に入らないですか。この文章を読んだ時に、子どもが今、実際に要求しているのは子どもの声からすると、自分の身の回りに起きたことを、とにかく聞いて欲しい、そこを仲介して聞いてもらえる同じような年齢の人に会いたい。その同じような年齢の人に会って、その子どもと友だちになりたいとか、その子が何て言っているかを聞きたいというのが、子どもの心に今あるところで、そこら辺を含む文章にはちょっと見えないというところなのですよ。私から見ると。

委員長 そうかな。

W委員 それでここには救済だけで、相談は既存の相談施設に行ってくださいということなら、それはちょっと違うかなと。

委員長 違うね。救済の前に相談が始まるのですよ、これは。

W委員 もしそういうことであれば、中間答申にあるように『子どもの最善の利益を保障する』とか、『子どもに寄り添う』という言葉の方が、子どもの側に立つ

た言葉なのではないかなという気がしますよね。

R委員        そうですね。どこまで書き込めるかという問題に関してですが、僕もどうか、もちろん遺言としていい制度を作ってほしいというのはあるんですけど、その時に書き込み方ですが、条文に書くという一方で解説に書く時に、例えば「本検討委員会は以下のような制度を想定しています」と書いて、ここに書いている職務を書くという書き方で、次の人たちにバトンタッチするというやり方だとどうなりますかね？

委員長        なんでそれを条文に書き込むことができないのかということ。何が不都合があるのです。

R委員        条文に書いたことは絶対に実現しないといけないのですよ。法律だから。もちろんこれがエッセンス、救済機関のエッセンスであればいいですけど、これはオンブズのエッセンスだと思うのですよ。オンブズのエッセンスと救済機関のエッセンスはイコールではないのではないですか。僕はずっと川西の条文を読んできて書いたことなのですけど、それがイコール救済機関だと思っていないというか、読めば読むほどそうではない。例えば小杉とかの事例を読んで、そう思えてきたのですよ。だからどうしてもオンブズというのがそれまで頭に強くてここに書いてきたのだけど、それでいいのかなというのがあって。

L委員        R委員の話の中に「川西のようなオンブズが出来ればいいんですけども」とよく言っているのですけれども、今の話を聞いていると川西のようなオンブズはあまりよくないようにしか僕には聞こえないです。川西のようなオンブズの要素というのは、ここに書いてある要素、僕も何冊か読みましたけど川西はかなり丁寧に調査の前に、先ほど話がありましたけれど、相談が圧倒的に多いのですよね。相談業務ですごい時間をかけて、相談で終わってしまっている部分が圧倒的に多いわけですから、実際に勧告だとか、調整だとかという風になるのは、特に勧告になるのはほとんどないわけですよね。正直言えばね。数的に言うとな。ですから僕はここに書くべきものはオンブズマンがダメだという認識であれば別ですけども、川西のオンブズは素晴らしい、出来ればそういうものを作りたいという認識であれば、ここにこうやって具体的に大事な必須条件を書き込むことは何らマイナスにはならないだろうと思います。

R委員        誤解がないように言いますが、川西のが出来ればいい、その通りですけど、ただ川西のオンブズパーソンは川西市が作った川西市に合うオンブズパーソン制度なのです。それを僕はさっきパッチワークという言葉を使ったのですけど、例えば条例の私案で一番最初には多治見のをそのまま文言で持ってきましたよね、委員長。あれがそのまま札幌市で作った時に、あれが札幌市で、多治見のオンブズがどうなのか、皆さん、調べれば分かると思いますけど、あれが札幌市で機能するかといったら多分機能しないでしょう。出だしが違うの

です。川西の出だしと札幌の出だしで持っているものが違うのではないですか。そこを考えるとあまり書き込んでしまうと、本当に札幌市に川西のオンブズを導入する、どこから始めるかな、まず制度として、今子どもアシストセンターとか、いろんな相談機関でこっちは市のオンブズマンがありますけど、そういう機関は、もうすでにあるではないですか。そういうことで川西は、作られ始めたのがちょうど10年前ですよね。その時に川西にはそういうのはなかったはずです。僕が読む限りでは、それと札幌、同じ土台で考えていった時に、札幌に川西とまったく同じ条例というか、出来るのかどうかといった時に。

委員長 何もまったく同じということを行っているわけではなくて、最低限の機能としてこれを持たなければ、そんな救済制度にならないでしょ。

L委員 10年前でも、今でも、残念なことに子どもが置かれている権利侵害の状況というのはあまり変わってないのではないですか。川崎は子どもの権利条例と、そのオンブズパーソンの部分を同時並行にさせて、川崎はやはり川西に似たようなものを作っていましたよね。現実的にはね。川西はそれこそ先駆的であって、それ以外のものはなかったからすごい時間をかけて、丁寧に調査して、そして川西の素晴らしいオンブズパーソン条例を作りましたよね。それはやはり大変素晴らしいところですから、僕たちはいいものを、いいところ取りではないかと言われるかもしれないけれど、やはりいいところ、後発の強みでいいところをあちこち比較して、ここがいいのだから取っていきましょう、いただきましょう、同じ文言では格好悪いからちょっと調整しなくてはみたいな部分は確かにありますけど、でもいいところを勉強したのだから、やはりいいところを取って札幌でもそれを作りたいと思うこと自体は全然問題がないと思うのですね。川西がダメだったら参考にしないけどもね。幸い、いい具体的な報告書も豊富に出してくれているわけではないですか。それを僕たちはやはり検討して、札幌に取り込んでいきたい、そういう風に思うわけですね。だから本当に取り組むことが出来るのかという言い方をしたら、それは分からないですよ。だけど今、僕たちが出来ることは取り込みたい、だからこういう素晴らしい制度があるから、ここの所を書き込みたいということを書き込んでいくわけであって、それをそのまま札幌に取り込めるか、書いたから取り込めるか、そういういわゆる条例に書いたからそれが出来るのかというとはまた別次元の問題で、書くべきことは書くというのが大事ではないですか。

P委員 中間答申で出されていて、今の論議でいえば24ページに書いてある救済制度の創設については異議ないと。異論はないですよ。それで中間答申の中で、子どもたちの現状をいろいろ考えて、子どもがいろいろ相談をしたけれども解決できなかったというのが、いろんな懇談会だとか、フォーラムの中でも子どもの発言としても出てきていると。それから相談機関と、今私たちが検討して

いる救済機関との違いというのも、前回の検討委員会の中でもかなり論議されたと思うのですよね。相談機関の充実はもちろん大切だと。でもそれでカバーできない子どもの問題というのはこれからも増えてくるだろうと、当然ね。今でさえたくさんあって、これから子どもたちを囲む社会的な状況、学校を包む社会的な状況は残念ながらだんだん厳しくなっていて、その中で子どもたちの苦しみが増えてきて、やはり子どもの救済の制度というのは大事だということでは、みんなで一致したのだという風に中間答申の時点では思ったのですよね。だから今25ページに書いてある、私はそういう救済機関が必要だと考えれば、当然やはりこういうものが盛り込まれるべきだと考えていたのですよね。それって川西、その他の検討をしながら、そういう先輩の諸都市が検討して到達したものを学びながら、さらに札幌独自のもっといいものを作りたいと。そうするとここに書いてあるようなことはどうしても盛り込みながら、検討してもらって課題だという風に。これがないと救済機関の中身は一体何なのだという風になるんだと思うのですよ。こういうことについては、少なくとも検討してもらいたいということ言えば当然かなと思っていたので、何が問題なのかという所がよく分からないですよね、残念ながら。W委員の言っているところも十分私は理解できないのだよね。例えば調査、調整、勧告、是正要請という言葉が、この中身を十分論議していないのではないかという風なことを、さっき言っていたと思うのですけども、この言葉通りの意味だと思うのですよ。実際に運用していったら、体制が出来ていく中で、この言葉の実質がだんだん豊かになっていくものだと思うのですよ。これいくら検討したって、具体的な事例に沿って想定するというのは不可能だと思うのですよね。今ここに書かれている言葉の実質が、子どもたちにとって本当に子どもの最善の利益を保障できるようなものにしていくことが必要なので、この言葉の定義を十分出来ていないから、ここはおかしいという風にはならないのではないかと。多分言葉の問題として言えば、この言葉を外して欲しいとか、この言葉を盛り込んで欲しいというのはきっとあるのだと思うのですけども、という風に思いました。

W委員 救済制度の設計で大切なことは、例えばどういう具体的な例を想定して、P委員がおっしゃっているかは分からないですが、勧告とか是正要請というのはある程度相手が受け入れなければ通っていかないものであって、実質上の権限にはなかなか得ないところがありますよね。そこをここに書くよりも最善の子どもの利益の保障をきちっと目指すということと、子どもに最後まで、解決まで寄り添うということの方が、私は大切だと思うということを言っているのです。

T委員 ただね、その勧告とか是正要請は具体例って確かにイメージしづらいですけど、例えば体罰事件が起きましたという場合に、そこで具体的な再発防止に向

けて一定の措置を取るべきだというのは、これは勧告という形でやることもあるし、是正要請ということでやることもあり得ますよね。それをしながら子どもと学校なりの調整を図っていく、例えばですよ。そういうことも両立で考えられる、イメージとしてはね。大事なことは調整と勧告は矛盾しないし、勧告とか一定の権限がなければ調整した時に実効性あるものにならないのではないかと思うのです。だから私はその一定の権限ということを実体化する意味では、勧告とか是正要請という風にある程度はっきり出した方が、今後制度を具体的に進めていく時にイメージしやすいし、それこそ実効性のあるものという、札幌らしいというところにもつながっていく。枠としてはっきりした方がつながっていくのではないかと思うのですよね。

委員長            まあ、そうですね。どういう場合に調査して。

W委員            ごめんなさいね。きっと考えは同じだと思います。本当に救済システムとして目指すものは権限を持った、実効性のある救済システムです。一定の権限が本当に子どものためになるために、何が必要なかというところから考えていくと、子どもの最善の利益を保障して回復して解決していけるということが、一番の目的かなという風に私は思ったのですよね。ただT委員やP委員がおっしゃるように、具体的に制度を書くという考え方もありますので、目指しているのは同じでも切り口と、文章での表現の仕方が違うのかなという感想ですね。答えは出ないかもしれないですけど。

S委員            24ページの1の所ですね。基本的に救済制度というのは必要だと思うし、それはみんなが共通して、ここで共有できている部分だと思うのですよ。その救済制度をどうやって作り上げていくかというプロセスの中でいうと、まだ具体的にどういうメンバーで、どういう位置付けでという所が決まっていなくて、本来的にはその救済制度はどのような性質を持つかという、25ページの2番の所を持たなくては意味がないですよね。それがなかったら何の意味もないですけど。まだなんにも骨格がない中で、先にそれを出してしまうことがどうなのかという所の抵抗感だと思うのです。ただそれだけだと思うのです。ですからみんな目指しているものは救済制度である限り、そこを持たなければいけないのは当たり前だけど、まだ何も生まれていないというか、このナイーブな状態の中で、これを全部先に出してしまうことによって逆に骨抜きにされたりとか、ネガティブなものって確実にありますから、その人たちを何か刺激してしまうようなことになっていくとイヤだなという気はすごくしますよね。ですから大事に育てていくために、今、そこはソフトな表現でもいいのかなと思っているのですけど。ダメですか。やはり遺言はきっちり書いておいた方がいいですか。だから理念としてこういうものがという所だけ書いておくことにして、あまり刺激要因になるような所は、遺言として明記する必要性のところだと思うので

すけど。

委員長 理念は子どもの最善の利益なのだよ。書き込めというなら、それは書き込みますが。救済機関としての権限と云ったら、これしかないよ。だから勧告なんて書くと、ザワザワとした感じを持つ人が仮にいて、ネガティブに考えられては困るというのであれば、そこは言葉遣いとして、勧告以外の言葉で、忠告？勧告というのでしょうか。だからどういう場合にどんな勧告をするのかというのも、それは子どもの最善の利益救済に相応しいような調整でなければならぬし、勧告でなくてはならないのであって、勧告という言葉が聞いただけでザワツとする人たちにどうしたらいいでしょうね。だからどういう勧告かということもあるのではないですか。

H委員 よろしいでしょうか。中間答申でもやはり救済を書いているので、これはあった方がいいと思います。作らなければ、また何故なのかという説明もいりませぬ。あと個人的には活動を通しまして、例えば児相に言っても手ぬるくて、子どもの命に関わる時に学校とどうしようかと悩んだケースが多々あるのですよね。そういう時にもしこれがあれば、私はきっとここに訴えていた過去のケースはいくつかあります。だからやはり作るのであれば、ここまで一応形として残していただきたいな。実際にいけるかどうかは、その後のことなのでしょうけれども、私たちが今までの救済の中で考えてみても、札幌市はいろんな子どもの状況は厳しいですので、そういう中でも1つでも2つでも、これがあれば助かったという声が絶対出てくると思うのですよ。そういう観点からでも是非残していただきたい、作っていただきたいと思います。

J委員 W委員の話を見ると、個人の相談事が勧告や是正になるのかという風に聞こえたのですが、個人のところは1対1でいろいろなことをやっている場合については調整とかで、施設とか、学校とか、そういう所については是正要請とか勧告とかになるのではないかなと思っているのです。だから個人的なところについては、調整という言葉でやるのが多いと、私は思っているのです。個人のところはどうしてくれるんだ、それに勧告を出すのはおかしいのではないかと云うように聞こえたのだけれど、実際多くの場合は個人の場合は調整だし、組織とか学校の場合については勧告とか是正要請とか、そんなのになるのかなと思って聞いていたのですが。

S委員 ということで、とりあえずいいものを作りたいという所までは、みんな一致しているわけで、そこはもう置きましょうよ。だからこの2の表現をどうするかという所だけに絞って、ちょっと話をしていきたいのですけど。

委員長 だいたい勧告というのは機関に対してやるのであって、個人に対して勧告というのはないと思う、概念として。

L委員 子どもに寄り添ってという話があったと思うのですけども、そういう文章を

もし入れた方がいいというのであれば、 に入れることも可能だと思いますし、『回復に向けて調査、調整』の前にやはり『相談し』というような、この用語を1つ入れるだけで随分違うのではないかなと思うのです。基本的にその子ども最善の利益を求めるものであったり、子どもに寄り添って救済の機関、あるいは人が動いていくというのは、ある意味では自明の理なんですけども、ただその文言を書き込んだ方がいいということであれば、 の所の『その子どもの救済や回復に向けて』の後に『子どもに寄り添って相談し』とか、そういう書き方を入れれば、僕はいいのかなと思います。特に『相談し』という『相談』という言葉は入れた方がいいかなと思っています。

委員長            そうですね。この相談ということがないように思われてはいけませんので、当然相談から始まるものだと思っていて、書いてなかっただけのことですから、相談からスタートするというので。勧告とか是正要請というのは、W委員、機関に対してしかないのだよ。

W委員            私の言い方が悪かったのか、ちょっと誤解されている部分が多くて、私は個人とか、それから機関ということは一切言っていないです。先ほどS委員がおっしゃったように、一番大事なところをきちんと議論してから、子どもに何が出来るかというのを話し合った方がきちんとした考えが持てます。勧告は、機関に対する言葉ですよ。相手が個人の場合には権限がないのかなとか、いろいろ見ていると、言葉を具体的に並べてしまうと疑問が出てきます。勧告した場合にどこで終わるのかなと。相手が報告して終わるのかな、子どもは無事回復しましたと報告で終わるのかなとか。勧告に対して、相手が機関なのでしょうけど、どんな風にそれを確認していくのかなとか。そういう風にいろいろ派生する部分があります。当然必要で、私の考えとしてはいらないと言っているのではないのですけども、出来る、出来ないを含めて、作れるかどうかは分からないのに、条文に書いていいものなのかなと思います。一番大事なところを相手に委ねて、きちんとして根底、基礎から話し合っただけなのかなと。言ったのであって、個人とか機関という観点では言ってなかったのですけど。

R委員            すいません、僕ら2人で。まず川西のようなオンブズパーソンが札幌市にあった方がいいというか、札幌市も救済機関が必要だというのは当然ですけど、川西には川西のやり方でこのエッセンスを導き出したと。札幌市で考える時に、多分24ページに書いてあるアシストセンターとか、いじめ電話相談の方とか、市政オンブズマンの方々が関わって入っていると思うのです。そういう人たちが作り上げる途中で、実際僕らがこの条例を作った時に『相談し、調査、調整、勧告、是正要請を行うこと』と書き込んでしまったことで、逆に彼らが作る過程で、彼らが札幌市らしい救済制度を作る時に、これが足かせになることはないのかなと思うのです。これは川西のエッセンスだと思うのですよ。それ

が本当に。だからそこなのですよ。だって川西が一番最初にスタートがあるから、他の条例はそれを取っているというのは。

H委員 川西は同和があったから、あれだけのものを作らなければいけなかったんだと思います。

R委員 作る過程でこれは到達点だというのは、普通に考えればそうなのですよ。だから大切だと思うのですが、札幌は作っていく過程というものを考えると、これがマイナスなことはないのかなという変な考えがあって。心配性なのです。

委員長 マイナスになるようなことを我々するつもりはありませんよ。

R委員 分からないです。

委員長 なんでこれを書くことがマイナスになったり、足かせになったりするわけ？  
こういうことはしてもらわなくては困るというのは。

R委員 僕が3回くらい本を読んで考えたことと、市の審議会が1年、2年かけて考えることって多分質が違うと思うのです。次の人たちが考えること。

委員長 またずいぶんと心配りしたものだね。

F委員 すいません、いいですか。私は逆にここは縛ってもいいと思うのです。私たちが審議会で議論を重ねていって、もしも札幌らしい救済制度を作ったと。でも、それは勧告はありませんとなったら、それでいいのか、やはり困るわけだと思うのです。そのところは札幌らしさを練り上げてもらう時にでも、これがスポンと勧告が抜けているとか、是正が抜けていて、ただ相談と同じものが、札幌市独自の救済制度です、なんていうのが出来てしまったら困るわけで、そこは札幌らしさを出すという所と、この機能を挙げておくというのは違うのではないかなと思うのです。

S委員 逆のことを考えてしまったのですけど、例えば審議委員さんたちに委ねられた時に、多分最終的には勧告とか是正を入れる所までいかないと思えないと思うので、入れると思うのですよ。僕がもし入っていたら、入れると思うのです、当然。皆さんもそうだと思うのですけど。ただその前にこれが出た時に、「勧告、是正とかもすることが出来るのか」というマイナスの声がすごく高まっていたら、逆に作りにくくなったりとか、動きにくくなったりとかという足かせになってしまうとまずいかなと。でもそこは出来ることは当然、信頼関係の中で当たり前のことだと考えれば、そこをあえて書いておく必要があるのかなと。ダメですかね。

委員長 これはね、書かなくてはいけないうら。その他のご意見、まだおっしゃっていない方、I委員、ご意見いただきましょうか。

I委員 私はF委員がおっしゃったのに賛成で、そして最終的に救済制度となったらやはりここまで来ると思うのです。調査、調整、勧告、是正要請と。そういうことであるのなら、私は最終的にそうなるであろうから入れないで

ということではなくて、最初からきちんとそこは入れておくべきなのではないかなと思います。それと川西のように作れるかというか、調査、調整、勧告、是正要請という風な救済制度の中身を考えていけば、だいたい必要最低限度に書かなければならないことというのが出てきて、それがまた同じようになってもそれはそれで必要なことなのではないかなと思うのです。文言をちょこちょこ変えることは出来るかもしれないけど、骨格は同じなのではないかなと思います。私もこの間のワーキングの時に、何も分からないで決めてしまっているのかという風なことを言われて、やはり勉強しなくてはいけないんだなと思って、本をチラチラと眺めてみたのですけども、例えば勧告してどうなるのかと先ほどのお話があったけど、やはりそこでは一定期間を設けながら、ずっと見直しながらどこで勧告が生きてちゃんと打ち切れるのかというのは、やっていく中での、進めていく中で判断していくことであって、それはそういう制度が必要かどうかという問題と、分からないから云々という問題は別にして、分からないなら勉強して、どこかでね、次回なら次回、ちゃんとみんなで共通認識にするとかしながら考えていかななくてはいけないのではないのかな。

W委員            すごく大きな疑問があるのですね。I委員のおっしゃる通りで、みんな考えは同じだと思うのですよね。ただ調査、勧告、是正要請で解決しない場合があるのですよね、現実的にね。そんなに簡単ではないと思うのです。子ども個人と組織相手の権利侵害は。では、その時にどうなるのかなと思うのです。これを読んだ時にね。やはり子どもは自分で裁判を起こせないし、親が賛同してくれなかった場合は関わった救済の方たちはポーンと捨てるのか。きっとS委員も同じようなことを考えられていると思うのです。救済制度を考えると、子どもの状況や、子どもの救済に何が必要かということ話し合うことに意義があると思うのです。今は、こういう制度、勧告とか調整、是正要請などの権限を作ることだけではなく、どんなことが想定されて、どんなことが子どもに必要なか話し合うところに意義があると思います。無事作れたら終わりだとならないとは思いますが、でもちょっとそこを危惧してしまうという面があるのですね。

F委員            T委員が言った方がいいかもしれないけど、1番の所で『子どもの声を代弁する』と言っているわけだから、今、W委員が挙げてくれた例は、やはり1番の所で代弁して行って、子どもが裁判を起こせなくても、この委員会として子どもの声を吸い取っていくという機能なり、役割なり、エッセンスというのは何もこの、7章2の所でこの4項目なり、5項目、相談調査だけではなくて、この1の方で『子どもの代弁者として活動する』ということ謳っているわけだから。

W委員            その中に読み取るのであれば、下の調査、調整、勧告、是正要請という言葉

もいらなくなりますよね。そうではないですか。それはいるのですか。

T委員 多分、本当に矛盾していないと思うのだけど、その話し合うことに意義があるということはまったくその通りだと思っていて、まさに調査、調整、勧告、是正要請という4つの単語なのだけれども、実際の場面でどういう形で調査に入ればいいのか、調整するのか。勧告も先ほど言われた通り、報告を含むのか。当然私は含むと思っているのですけども、報告を含んで経過をきちっと確認して、回復が実質的に取られたのかという所までが勧告の中に盛り込まれるべきだと思うのですけど、そのためにどういう仕組みが有効なのかということは、次の場面で議論されることだとは思っているのですけども、でも枠としてやはりこういう、同じことを繰り返してしまうのだけれど、やはり最低限こういう枠組みの仕組みを作るところまでは、足かせになるというよりもむしろきちっと足かせにして、これをベースにした制度設計を具体的な場面で話し合っ欲しいという、そこまでは私たちの責任として引き継ぐべきではないかということから書き込むという発想なのですよ。

W委員 求めていることは同じなのですけども、伝えるメッセージにちょっと、伝え方に違いがあると思うのですね。

委員長 それがね、私もなかなか書いて何が悪いというの。書かないで遺言にならんだろうと思うのだけだな。

W委員 要するにここで制度として規定するのか、救済の必要性として書くのか、いろんな書き方があるのですけれども、制度としてこういうことを作りなさいという条例なので、強制力を持って、次の方へ引き継いでいくんだと思うのですよね。いろんな考え方があるので、私はそれが第1ではないような気がするなということで、意見を述べさせていただいたのですけど、ということです。

S委員 本当にいいものが出来るためにはどうしたらいいかということの議論なので、そちらを書いた方が絶対いいものが出来るというのであれば、それに期待していきたいという気持ちはあるので、基本的にこれを作らないとか、置かないとかってということが話し合いではないので、どうすることが一番到達点としていい方向に向かうかという話ですよ。

委員長 だいたい議論は出尽くしたかなという感じはしますけども。

C委員 すいません、一言。皆さんの意見は一致しているということは、制度を作るということでは一致していると思うのですけども、8日の起草ワーキングの後に事務方から、ここの文言の訂正、考えて下さった文章が来て、ここで論議になったのですけども、その時には『仕組みを構築しなければなりません』という文章だったのですよ。それで私たちは制度をきちんと作るという文章に、元に戻して欲しいということでだいが議論したわけですけども、制度を作るということではここの委員会では皆さん一致なので、例えばですけども、ここの

制度を作るという解説の所に2番目の『その制度設計は』という風に入れて出すというのでよければ、そういうやり方も有りではないかなと思うのですが、それでは足りないでしょうか。

委員長 解説の中に盛り込んで足りるのではないかという。それで済むのだったら、こんなに時間をかけてないのだけだな。なんでこれがね。私の感覚がおかしいのかね。これを入れると、具体的に例えば、確かに勧告なんて入れたら条例になりませんが、今の政治情勢ではなんて、そんな話だとそれはそれで、そんなこともあるのかなと分かりますけども、それを除いて、ここに書くべきか、書かざるべきかということでは、我々の責任として書くべきだと思うのだけだな。

L委員 僕はやはり解説は解説でしかないと思いますので、やはり条文の中に入れるべきだろうと思います。

R委員 雑誌で読んだんですけど、川西の場合であっても調査、調整、勧告の中身が、やはりやっている中でどんどん固まってきている。揺れているらしいのですよ。僕らが素晴らしい制度を作ろうという時に、この段階で書き込んでしまうことというのは、だから足かせになってしまうし、多分ならないのかという可能性、可能性の話ばかりで申し訳ないのですが、そういう先駆者が書いている不安。不安というか、そういうことを読んでしまうと、逆に考えてしまうのですよね、すいません。そういう性分なので。

委員長 F委員が言ったように足かせは必要なだよ。その中身はもちろん今後議論していかなくてはならないけれども、調整機能というのはなくてはだめですよということを我々が遺言として残して、その調整の在り方とか具体的な条件については、それは議論してもらわないといけないから、それは任せるけども。それは足かせが必要だから入れるのであって、足かせの必要がないのだったらそれこそ解説で足りるわけだね。みんな、これは書き込んだらいいのではないかということ、書き込んだらかえって迷惑になる、困ったことになるのではないかという、そんな感じね。

S委員 結局骨抜きに逆にされたらイヤだなと。それだけです。

委員長 だから書き込みましょう。これは。書き込んでまずいというのがあったのだったら、それはちょっと考えなくてはいけないけど、どうもまずいというようなことではないように思うのだけだね。我々子どもの問題をずっとやってきて、相談、調査、調整、勧告のイメージがこの段階で湧かないなどというのは、それはないと思うのだよ。

R委員 書き込むのであれば『子どもに寄り添って』という言葉は絶対入れて下さい。に『その子どもの救済や回復に向けて、子どもに寄り添って相談し』、相談という言葉も一緒に、『相談し、調査、調整、勧告、云々』と。

委員長 子どもに寄り添うってどういうことですか？って。さっきの勧告って何でし

よう？という説明をする以上に難しい。だから子どもが「勧告してくれなくてけっこうです」と言っているのに勧告するなんていうことはないのだよ。子どもの救済回復のために何が出来るかだから。当たり前といえば当たり前だから。分かりました。では、『自らの判断で、その子どもの救済や回復に向けて、子どもに寄り添って相談、調査、調整、勧告』ですか。子どもに寄り添わない救済とか回復ってないのだよな。だからそれが前の『子どもの代弁者として』という、代理人ではなく代弁者と書いた意味というのは、寄り添うということがこの代弁者としての活動の中に入っているのだよね。では、あとご意見ある方、いますか。それでは25ページの方はいろいろ議論があったけども、基本的に、  
の機能を入れてもらうような制度設計を我々は遺言として残す。それで『子どもの救済や回復に向けて』の後に、『調査』の前に『相談、調査、調整、勧告、是正要請を行うこと』ということで、『子どもに寄り添って』というのが『子どもの代弁者として活動すること』ということにもう、だからわざわざ『子どもの代弁者』という風にした、そこに意味があるのであって、『寄り添って』は別にいらないと思う。ここはもちろん解説には『代弁者とは何か』とか、さっき議論になったような子どもの最善の利益に沿った形での『相談、調査、調整』ということをしてはいけないというのは解説の中に書きましょう。そんなあたりで今日のところはまとめておきたいと思いますけども、どうでしょうか。でもいろいろと議論が出来てよかったと思います。それでちょうど6時になったので、事務局(課長)の方から、今の我々の議論をお聞きになってご感想があるかどうかと思うのですが、いかがでしょうか？

事務局(課長) 非常にいろんな意見がございましたので、この検討の経緯を踏まえて十分尊重させていただきたいと思います。

委員長 そうしますとあと第4章、3章の権利の目録と権利保障の中身については、時間がなくなったので、30日の日は3章から始めて4章へと。最初の段階で子ども委員会の方からの報告を受けて、先ほど3人が言ったように子どものお話を聞くのであれば、聞く環境を配慮するということですね。これはやりましょうか。その後で第3章と第4章。これはやり方がなかなか難しいですね。とにかくやりましょう。それを踏まえて、またワーキングに戻して、さっきの日程表に従ったところで。

事務局(課長) 委員長、すいません。今日、実は4章をこの後やるつもりだったのですが、時間の関係で出来ませんので、一番最初の委員会の次第の今後の予定の中で、4月27日の日に起草ワーキングを予定していたのですが、これを検討委員会の位置付けにして、4章を検討委員会でやっていただけませんか。4章を今日でできなかったのも、全体で4章を議論して。多分4章をやるだけで1日かかると思うのですよね。場所はバスセンタービルの6階では出来ませんので、場所等

についてはまた追ってご連絡したいと思います。

委員長 分かりました。27日の起草ワーキング、これを格上げして検討委員会の16回目に位置付けて4章を議論し、それから30日に3章を議論するというにしたいと思います。突然のあれでいろいろお忙しいのは重々承知です。ゴールデンウィーク前だしね。出来るだけご参加いただいて、4章をまた議論したいと思いますので。そういう位置付けでよろしいでしょうか。すいませんが、本当に。そういうことで上がりましょう。

事務局(課長) 委員長、すいません。急に変更してまた人数が揃わないと、検討委員会が成り立たなくなってしまうのですよね。それでどうでしょうかね。起草ワーキングの拡大ワーキングにしては。

委員長 では拡大ワーキングにして13人以上集まったら、その時点で検討委員会に格上げしましょう。集まらなかったら格下げすればいいということもあるかと思えますけども。そんなような何か裏技みたいなことって可能でしょうか。ともかく中身はやることに。

事務局(課長) 中身としては4章を検討委員会的な位置付けでやるということ。

委員長 特に4章になった時の解説というのは、今日初めてお手元に行っているの、改めて目を通していただいて、お願いします。場所は？

事務局(課長) 至急場所を取って連絡致しますので。

委員長 なかなか厳しいところではございますけども、あとひと月ですから頑張りましょう。あとよろしいですか？事務局の方から。

事務局(課長) けっこうです。起草ワーキングでやっても、一応検討委員会的な位置付けで、その所はやったという形でよろしいですかね？

委員長 これはとにかく形もさることながら、実質が大切でございますので。

S委員 27日は皆さん、参加は大丈夫ですか？

委員長 4月の27日、ワーキングにこの間集まってくれた方は日が入っているのですが、どうでしょうか？

事務局(課長) だいたい今日ご出席の皆さま、どうでしょうか、ご出席の方は？大丈夫でしょうか？27日は平日ですが。

I委員 27日、ちょっと遅れてかまいませんか。

委員長 いいです。遅れくらいであればもう。今度、第4章の方はO委員たちは、やはり時間的に無理だろうか。

O委員 時間を聞いていませんから。

委員長 ちょっと急な話だから、大人たちだけになってしまうけれども、27日6時半でやりましょう。今日のところはこれで終わってよろしいでしょうか。

事務局(係長) 検討委員会って5月に2つありますよね。時間が未定になっているのですけど。

委員長 5月20日と、5月27日。5月27日は前から入っておりますが、5月20日。O委員たちは、検討委員会5月20日の土曜日、例えば午後1時からだったりすると可能ですか。

O委員 皆目分かりません。

委員長 K委員は、時間はどうですか。

K委員 1時でもいいですけど。1時だと出られるのですけど、家が遠いので、間に合うかどうか分かりません。

委員長 X委員は何か特別行事とかって入っていますか？

X委員 特に入ってはいません。

L委員 この前、そのこの時間の時、20日の時間の時に1時はちょっと無理なので、出来れば3時か3時半ぐらいにお願いしたいということで、あとで調整という話になったかと思うのですが。

委員長 3時というのが出たね。

L委員 ええ、それぐらいの話になっていたかと思うのです。20日に関しては、

S委員 たいがい5時間ぐらいかな。

委員長 27日があるので。本当は20日でそこそこ形を付けて、27日は余裕を持って迎えるという設定で。

S委員 4月30も行うのですか？

委員長 30日は3章を行います。

事務局(課長) すいません、委員長、5月20日ですね。やれば今までの経過から5、6時間はやるという形になってしまうのですよね。それで出来るだけ早く始めた方が。遅く始めればもう10時とか、11時という世界になってしまう。

委員長 L委員、何か都合が当日悪かったでしたか？

L委員 ええ、3時ぐらいだったら。

委員長 ちょっと早めにやっているから。とにかくやりましょう。1時スタートにしますけれども、いろいろお忙しい中でお集まりいただけるので、多少ずれて遅れてもかまいませんので、最後はみんな揃って6時を迎えたいという。1時開始にします。20日ね。27は元々1時ですが、学校行事もあるようなので配慮して3時からにしますか？これが最後ですよ。それでいいですか？なかなか難しいですね。そういうことで、次回は27日、拡大ワーキングが集まり具合によっては検討委員会に格上げ。場所は追って連絡ということで。以上で終わってまいりたいと思います。どうもご苦労様でした。